

知をつなぎ、地を活かす

# 東北活性化研



特集 震災復興における最近の状況等について

知をつなぎ、地を活かす 福島県立ふたば未来学園高等学校



Vol.30  
2018 新春号

# 目次 Contents

## 巻頭言

- ◆2018年の新年を迎えて ..... 1  
海輪 誠 公益財団法人 東北活性化研究センター 会長

## 特集

- ◆震災復興における最近の状況等について ..... 2  
・東日本大震災からの復興の現状 ..... 2  
石川 廉郷 復興庁 調査・調整班 参事官補佐  
下野 恵理子 復興庁 調査・調整班 主査  
・東日本大震災からの産業復興の現状と取組 ..... 10  
相楽 希美 経済産業省 東北経済産業局長  
・震災復興の現在—東北地方整備局の取組み— ..... 14  
津田 修一 国土交通省 東北地方整備局長  
・東北農業の復興・創生に向けた取組について ..... 17  
木内 岳志 農林水産省 東北農政局長  
・福島県における海産魚介類の環境放射線モニタリング結果の概要 ..... 20  
根本 芳春 福島県水産試験場 漁場環境部長

## 活動紹介

- ◆地域活性化に関するプロジェクト支援  
「東北・新潟の活性化応援プログラム」に係る活動報告 ..... 24  
◆コミュニティ・ビジネス・ネットワーク創立20周年シンポジウム講演  
「生活の足が生み出す地域の活力—各地の取組みから」 ..... 26

## 研究ノート

- ◆統計データから見る東北②—図書館数の推移 ..... 28  
木村 政希 調査研究部 主任研究員  
◆各県総合戦略 KPI に見る個別施策の領域整理 ..... 30  
木村 政希 調査研究部 主任研究員

## 取材ノート

- ◆中間支援組織「いちのせき市民活動センター」による地域コミュニティ支援について ..... 36  
宮曾根 隆 部長(特命担当)  
◆青森から広がるめくるめく黒にんにくの世界～青森県黒にんにく協会のブランド化の取組み～ ..... 48  
伊藤 孝子 調査研究部 主任研究員  
◆“まちの玄関口”からはじまる地域活性化 ..... 54  
木村 政希 調査研究部 主任研究員

## 知をつなぎ、地を活かす

- ◆福島県立ふたば未来学園高等学校 ..... 60

## 会員企業だより

- ◆商工会議所における震災復旧・復興への取組み ..... 62  
鎌田 宏 東北六県商工会議所連合会会長 / 仙台商工会議所会頭

## コラム

- ◆秋田県の春慶塗について ..... 64  
津田 芳昭 企画総務部長

## 事務局より

- ◆平成29年度 参与会 開催 ..... 66  
◆平成29年度 第4回理事会 開催 ..... 66

# 2018年の新年を迎えて

公益財団法人 東北活性化研究センター

会長 海輪 誠



皆さま、明けましておめでとうございます。

日頃より当センターの事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

まず、昨年を振り返ってみますと、東日本大震災から6年経過し、復興の新たなステージである「復興・創生期間」も2年目に入りました。ハード面での住まいとまちの復旧は進んだものの、ソフト面では産業やコミュニティの再生、さらには農水産加工品等の販路回復や風評被害の払拭などは進まず、復興は依然として「道半ば」の状況です。

全国的には、震災記憶の風化も進んできております。

一方、国や地方自治体の主導する地方創生においては、昨年は総合戦略実施期間の中間年として、一次産品や観光など地域資源を活用した「しごと作り」などを、官民挙げて進めております。しかし、東京圏への若者の転出超過傾向は加速している現状で、全国から東京圏への転出超過数は未だ年間11万人以上であり、東北における人口減少・高齢化問題にも強く影響を及ぼしております。

このような中で、当センターでは、東北の諸課題解決に向け、何を重点的に取組むかを精査しながら、昨年から今年にかけて、東北圏の魅力発信、東北における6次産業の輸出促進調査や地方創生における職と住のあり方調査、若者雇用促進に向けた企業発掘・情報発信などに努めてまいりました。

今年も、さらに課題を深掘りしながら、大きな成果を上げるべく取組んでいくとともに、情報発信に努めてまいります。そのためには、様々な機関の方々と情報共有・連携し、所謂「産学官金」一体となって、東北の地域課題解決による明るい将来展望が描けるよう、活動を進めていきたいと考えております。

丁度今年は「明治150年」を迎えます。当センターとしても、改めて東北の歴史を振り返り、現状と課題を再認識した上で、「新しい東北」の将来像を具現化する良い機会にしたいと思っております。引き続き、皆さまからの一層のご支援とご協力を宜しくお願い申し上げます。

# 震災復興における最近の状況等について

## 東日本大震災からの復興の現状

復興庁 調査・調整班 参事官補佐 石川 廉郷 氏  
主査 下野 恵理子 氏

### ■復興の現状

東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。

このため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、復興期間を平成32年度までの10年間と定め、復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。

これまでの取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了し、産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は新たなステージを迎えつつある。

福島の子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。また、平成29年4月時点で、双葉町・大熊町を除いた計9市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現した。

一方で、被災者一人一人が直面している課題

は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人のニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

（参考）主な復興の進捗状況（平成29年11月末時点）

- ・避難者は、約47万人から約8万人まで減少。
- ・災害公営住宅は、計画戸数約3万戸に対し、工事完了は約91%（平成29年度末約96%の見込み。）。
- 被災3県の製造品出荷額等は震災前の水準まで回復。津波被災農地は84%で営農再開可能、水産加工施設は93%で業務再開。
- ・東北4県における震災前の売上水準に回復した事業者は、建設業で約8割、運送業で約6割である一方、水産・食品加工業や卸小売・サービス業ではそれぞれ約3割、旅館・ホテル業で約4割にとどまる<sup>1</sup>。

### ■復興の取組

政府は、平成28年度から復興期間の後期5か年を迎えるに先立ち、平成27年6月の復興推進会議において「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を決定し、平成28年度から平成32年度を「復興・創生期間」と位置付けた。

1 東北経済産業局「グループ補助金交付先アンケート調査」（平成29年6月）より



その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10年間の総額で32兆円程度を確保することとした。

平成28年3月には、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「平成28年度以降の復旧・復興事業について」において示した復旧・復興事業の基本的な考え方等を踏まえつつ、「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項を定めた「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。

以下、各分野における最近の取組について詳述する。

### (1) 被災者支援

発災当初、原子力災害による避難も含め、全国で約47万人に上った避難者は、平成29年11月13日時点で、約8万人となっている。

一方で、避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の進展に伴い、心身のケアや孤立防止、新たなコミュニティ形成が重要な課題となっている。このため、平成28年4月に「被災者支援総合交付金」を創設し、被災者の心身のケアやコミュニティ形成の支援等の自治体のソフト事

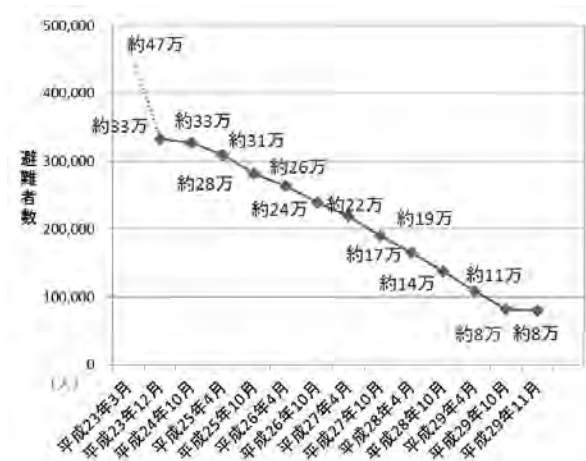


図1 避難者数(復興庁調べ)

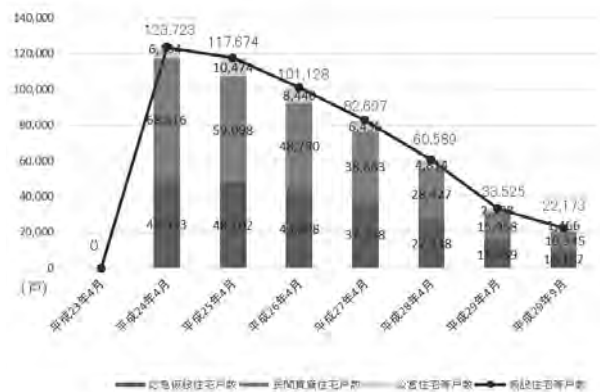


図2 避難者数(内閣府調べ)



写真1 見守り活動



写真2 生きがづくり

業を支援している。具体的には、相談員による見守り・相談支援、災害公営住宅移転後の新たなコミュニティ形成、人とのつながりや生きがづくりのための「心の復興」等、復興のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。

## (2) 住まいとまちの復興

被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる復興加速化措置を講じてきた。具体的には、用地取得手続きを簡素化し、また運用を改善することによって迅速化を図ってきたほか、人材確保のため、実勢価格を適切に反映し、被災地での労務単価を3割引き上げるなどの対策を実施した。

これらの取組の成果もあり、生活に密着したインフラの復旧は概ね終了し、住宅の再建も着実に進捗している。住宅の自主再建は約14万件、高台移転による宅地造成は、平成29年度末までに全体の約9割である約1万7千戸分完成

見込み、災害公営住宅は平成29年度末までに全体の約96%である約2万9千戸完成見込みとなっている<sup>2</sup>。

引き続き加速化措置を推進し、きめ細やかに市町村を支援していくことが求められる。また、まちに人が戻るための交通網の形成、医療・介護の供給体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備していく。

さらに、道路、河川、上下水道等のうち、生活に密着したインフラの復旧は概ね終了しつつあることから、今後は、災害に強く、かつ被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等



写真3 防災集団移転(岩手県宮古市)



写真5 JR常磐線 富岡駅～竜田間運転再開



写真4 災害公営住宅(岩手県宮古市)



写真6 東北横断自動車道 釜石秋田線(遠野IC～宮守IC)開通式

2 平成29年10月末現在



に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進めていく。

### (3) 産業・<sup>なりわい</sup>生業の再生

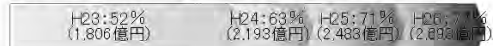
被災地での産業を復興し、生業の再生を進めることは、復興政策の重要課題の一つである。被災3県の生産設備は、概ね震災前の水準まで回復しており、農地の84%で作付けの再開が可能、水産加工施設の93%では業務を再開している。また、製造品出荷額についても、概ね震災前の水準まで回復している。一方で、地域や業種ごとに企業の売上の回復にはばらつきがあり、建設業の好況に比べて水産・食品加工業では回復が遅れているといった課題がある。

【水産加工施設】再開を希望する水産加工施設の復旧状況



出典: 水産庁調べ

【製造品出荷額等】水産加工品の製造品出荷額(被災前年(H22)比)



出典: 経済産業省「工業統計」

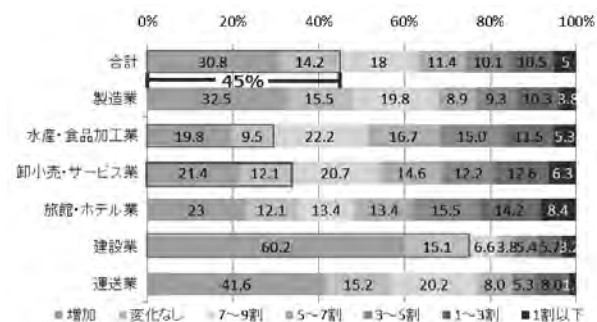
を行うとともに、今後、市街地の賑わいを取り戻すために商業施設の整備を支援していく。

また、地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援する「グループ補助金」において、新商品開発など、新分野進出等を見据えた新たな取組の実施を支援するほか、被災地企業の新規事業立ち上げ等に対する専門家による集中支援を実施していく。



写真7 水産加工施設(南三陸町)

図3 水産加工業の復旧状況



(東北経済産業局「グループ補助金交付先アンケート調査」(H29年6月)より復興庁作成)

図4 個社の売上げの回復水準

これまで、仮設店舗等の整備や、二重ローン対策等による企業活動の再開・継続の支援、津波や原子力災害で被害にあった地域の企業立地の促進等を行ってきた。引き続きこれらの取組



写真8 駅前商店街(女川町)

また、平成28年を「東北観光復興元年」と位置づけ、観光振興の取組を抜本的に強化してきた。東北6県の外国人宿泊者数は平成28年に続き、平成29年上半期においても、全国を上回る伸び率を見せている。

引き続き、更なるインバウンドの増大に向け、地域の発案に基づくインバウンドを呼び込む取組の支援や東北の観光地としての魅力発信強化、教育旅行の再生を含む福島県の国内観光振興等の支援を実施していく。また、民間の新たな試みとも連携しつつ、東北への交流人口拡大につながるビジネスモデルを創出していく。

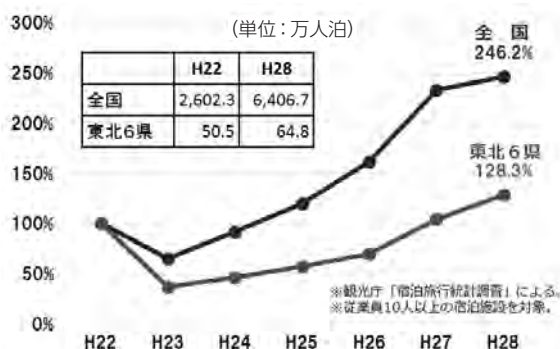
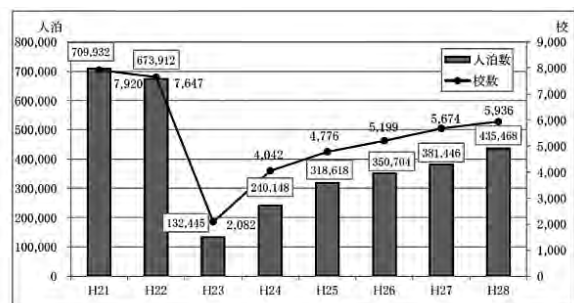


図5 観光業の状況（外国人延べ宿泊者数）



※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数  
※出展：平成28年度福島県教育旅行入込調査報告書

図6 福島県教育旅行入込数推移

#### (4) 福島の復興・再生

##### ① 本格的な復興・再生の開始

福島県においては、平成29年の春、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除された。また、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、5年を目途に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能と



図7 避難指示の解除状況

することを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画制度を盛り込んだ、改正福島復興再生特別措置法が平成29年5月に成立し、同年9月には双葉町、同年11月には大熊町、同年12月には浪江町の復興再生計画が認定された。このように、福島においても、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

福島の復興・再生には、中長期的な対応が必要であり、引き続き、国が前面に立って取り組んでいくことが必要である。このため、教育、医療・介護、買い物環境など生活再開に必要な環境整備を一層推進するほか、営農再開、産業・生業の再生等に取り組んでいる。

##### ② 事業・生業の再建、新たな産業基盤の構築に向けた取組

国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」が、4,800を超える商工業者及び1,000を超える農業者への個別訪問等により、



個々の事情に応じたきめ細かな支援を行っている。

また、廃炉やロボットに関する研究開発拠点の整備、先端農林業ロボットの研究開発、企業誘致等による産業集積の促進等により、浜通りに新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を推進している。同構想については、平成29年7月に関係閣僚会議を、同年11月には「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された分科会をそれぞれ開催するなど、構想実現に向けて取り組んでいる。

### ③ 風評被害対策

農林水産業及び観光業を中心とした産業分野において、今なお続く風評の払拭は、産業・生業の再生のための大前提である。これまで、福島県では、世界で最も厳しい水準の食品中の放射性物質の基準値<sup>3</sup>の下、出荷前の徹底したモニタリング検査を行っており、特に福島県産米は全量全袋検査を実施している。福島県産米は、平成27年産米以降、基準値を超過したものはなく、畜産物は平成24年12月以降、海産魚介類は平成27年4月以降、基準値内である。

こうした状況の中、農産品の輸入規制については、最大で81の国・地域において輸入の停止または限定規制がなされていたが、在外公館や在京大使館等を通じた働きかけにより、26か国が輸入規制を撤廃した。また、観光業では、在外公館における観光誘致PR、外国プレスへの福島への招へいなどを行っており、平成28年の福島県への外国宿泊者数は、前年比で5割増しとなっている。



写真9 米の全袋検査



写真10 輸入規制の撤廃・緩和への働きかけ



写真11 被災地産品の利用促進

3 各国および各機関における基準値 日本：100Bq/kg（一般食品）EU：1,250Bq/kg（一般食品）アメリカ：1,200Bq/kg（食品）コーデックス：1,000Bq/kg（一般食品）（復興庁「風評被害の払拭に向けて」平成29年10月より）

さらに、今なお残る科学的根拠に基づかない風評の払拭等のため、平成29年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を取りまとめた。今後、この戦略に基づき、放射線に関する正しい知識、福島における食品中の放射性物質に関する検査、福島の復興の現状等について、関係府省庁が連携して、広く国民に対して情報発信していくこととしている。

### (5) 「新しい東北」の創造

被災地は、震災以前から、全国の地域にも共通する課題(人口減少、高齢化、産業の空洞化等)を顕著に抱えている。そのため復興に当たっては、原状復帰にとどまらず、こうした課題を解決し、全国のモデルとなる「新しい東北」の創造に向けた取組を推進する必要がある。国・自治体のみならず、企業、大学、NPO等、民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、被災地における先導的な取組を推進するとともに、様々な情報発信を通じて、取組の普及・展開を図っている。

地域の課題解決に向けた取組として、平成29年度には自治体・NPO等を対象として、ワークショップ開催や専門家の派遣等によるハンズオン(伴走型)支援(地域づくりハンズオン支援



写真13 共創イベント(気仙沼市)

事業)を行っているほか、「共創イベントを通じた情報発信ソリューション構築事業」を実施し、地域課題解決に取り組む団体等から提起された課題について、アイデアソン等の共創イベントを通じた解決策立案及びアイデアの実現に向けた支援を行っている。

### (6) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

2020年の東京大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。

この機会を最大限活かし、「復興五輪」として、東日本大震災で被災された方々を元気付け、震災からの復興の後押しとなるよう、被災地での聖火リレーや事前キャンプの実施など、被災地と連携した取組を進めている。

被災地での競技開催については、これまでに野球・ソフトボールは福島県の福島県営あづま球場、サッカーは宮城県の宮城スタジアム及び茨城県の茨城カシマスタジアムでの開催が決定している。

同大会及び、2019年に岩手県釜石市で開催が予定されているラグビーワールドカップを通



写真12 二本松ざくざく会議(二本松市)  
(地域づくりハンズオン支援事業関係)





写真14 オリンピックフラッグ到着歓迎式(© 東京都)



写真15 フラッグツアーセレモニー(大槌学園)

じて、震災以降、世界各国から寄せられた支援に対する感謝や、国の総力を挙げて力強く復興に向かいつつある我が国の姿を世界に発信するため、引き続き、関係機関と連携した取組を進めていく。

## ■おわりに

復興は着実に進展しているが、未だ途半ばであり、ステージの進展に応じて新たな課題も生じている。これまでのハード面での復興に加え、「心の復興」、「暮らしの再生」、「産業・生業の再生」などソフト面での取組がより重要となってきている。現場主義を徹底し、被災地に寄り添い、一日も早い復興に向け、引き続き、復興の加速化に取り組んでいく。



図8 復興の道のりと見通し(平成29年11月時点)



# 東日本大震災からの 産業復興の現状と取組

経済産業省 東北経済産業局長 相樂 希美 氏



## ○はじめに

東日本大震災における大地震、津波、更に原子力発電所事故からまもなく7年が経過いたします。この大震災により東北地域の産業は甚大な被害を受けましたが、自治体や地元産業関係者の懸命なご努力に加え、各方面からの様々なご支援等によって、復旧が着実に進展しております。この場をお借りして深く御礼申し上げます。

数」でみてみますと、震災後大きく落ち込んだ生産は、平成29年の4-6月期には101.2(基準時：平成22年)となり、地域全体では回復基調にあるものと思っております。

また、当局において対応している「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(グループ補助金)」の執行状況でも、申請件数が平成23年・24年のピーク時から減少傾向にあります。

## ○産業復旧の状況

東北地域の経済状況について「鉱工業生産指

他方、沿岸被災地域では、依然、土地の嵩上げや土地区画整理事業が進められており、また、

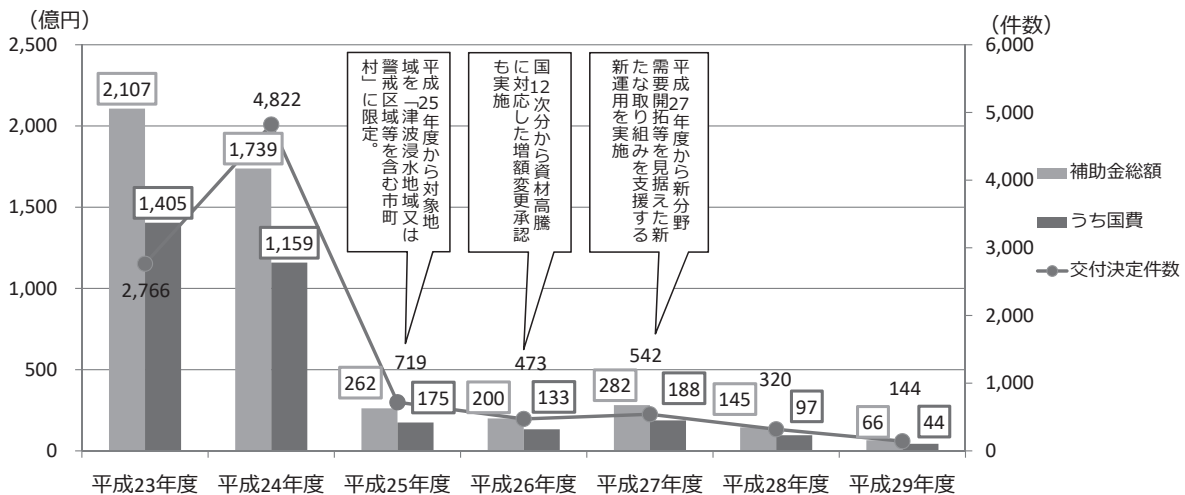
### 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(グループ補助金)の執行状況

#### <事業内容>

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧を支援(補助率：国県で3/4)。

※件数：東北9,764件(青森県208件、岩手県1,487件、宮城県4,127件、福島県3,942件)

#### グループ補助金 執行状況(平成29年12月末時点) ※国20次公募まで



※青森県、岩手県、宮城県、福島県の実績を集計

原子力災害被災地域においても、引き続き、グループ補助金等による復旧・復興に向けた支援が必要なものとなっております。

## ○被災地域における復興に向けた取組

まず、インフラ整備が進捗している宮城県、岩手県の津波被災市町村では、それぞれ具体的な商業・まちの再生に向けた取り組みが進んでおります(※)。

平成29年4月には、岩手県大船渡市において、商業施設等復興整備補助事業を活用した商業施設「キャッセン大船渡」、岩手県陸前高田市では「アバッセたかた」がオープンいたしました。また、平成29年6月には、宮城県石巻市において、地域・まちなか商業活性化支援事業を活用した



キャッセン大船渡(大船渡市)



アバッセたかた(陸前高田市)



いしのまき元気いちば(石巻市)

(※)震災後に整備された主な商業施設(本設)

岩手県	・タウンポート大可(◎釜石市、平成24年12月) ・オール(○山田町、平成28年11月) ・キャッセン大船渡(○大船渡市、平成29年4月) ・ドリームプラザ(おおふなと夢商店街)(◎大船渡市、平成29年4月) ・アバッセたかた(○陸前高田市、平成29年4月) ・陸前高田まちなかテラス(◎陸前高田市、平成29年10月)
宮城県	・南三陸ハマレ歌津(○南三陸町、平成29年4月) ・南三陸さんさん商店街(○南三陸町、平成29年3月) ・シーバルビア女川(○女川町、平成27年12月) ・地元市場ハマテラス(○女川町、平成28年12月) ・いしのまき元気いちば(★石巻市、平成29年6月)
福島県	・おおまちマルシェ(●南相馬市、平成28年4月) ・とんやの郷(●川俣町、平成29年7月) ・まいで館(●飯館村、平成29年8月) ・Y-O-T-A-S-H-I(●川内村、平成28年3月) ・さくらモールとみおか(●富岡町、平成29年3月) ・ひろのてらす(●広野町、平成28年3月) ・浜風きらら(○いわき市、平成29年4月)

<活用された支援施策(事業名)>

- ◎ 中小企業等グループ補助金(共同店舗型)
- 商業施設等復興整備補助事業(民設型)
- 商業施設等復興整備補助事業(公設型)
- ★ 地域・まちなか商業活性化支援事業

「いしのまき元気いちば」もオープンいたしました。施設内に地元飲食店や小売店などが出店しており、まちの復興のシンボルとして賑わい創出拠点となることが期待されております。

一方で、この地域における重要な産業である水産加工業については、回復が遅れている状況にあります。水産加工業は、沿岸被災地域の雇用集積産業でもあり、かつ三陸の豊富な水産資源は、将来的にも大きな付加価値を生み出す可能性もあることから、水産加工商品の国内外の市場開拓に向け、平成28年3月に商工団体、行政、支援機関からなる「三陸地域水産加工業等振興推進協議会」を設立。「JAPAN ブランド育

成支援事業」の他、関係省庁と連携をしながら、アジア地域等での販路開拓等を目指す「三陸 (SANRIKU) ブランド」の確立や海外展開等を積極的に支援しております。

併せて、三陸地域を紹介するイメージビデオを制作しておりますので、是非ご覧いただければ幸いです。



(日本語版)



(英語版)

三陸ブランドイメージビデオ「SANRIKU JAPAN」へのリンク

また、福島県の原因事故による避難指示からの解除がなされた原子力被災市町村も増え、まちの再生に向けた取り組みが進んでいます。交通インフラをみても、平成29年4月にJR常磐線の小高駅・浪江駅間、平成29年10月には富岡駅・竜田駅間が再開。一般道においても、平成29年9月に川俣町・浪江町間の国道114号線の一般車両の通行制限が解除されるなど、生活環境の整備が一步步つ前へと進んでいます。

このような中、各まちの状況をみますと、例えば、平成28年10月には、浪江町において仮施設整備事業を活用した商業施設「まち・なみ・まるしえ」がオープンし、平成29年7月には、川俣町において商業施設等復興整備補助事業を活用した「とんやの郷(山木屋地区)」などがオープンしております。また、被災した事業者のなりわいの再建・自立に向けた取組においても、平成27年8月に立ち上げた官民合同チームによる支援や、県によるオールふくしま経営支援事業等と連携しながら、当局としても福島



まち・なみ・まるしえ (浪江町)

の一刻も早い復旧・復興に尽力していきます。

加えて、国や県では、福島イノベーション・コースト構想の推進による廃炉研究やロボット実証等を通じた福島県浜通りの面的な再生支援にも取り組んでおります。平成29年5月には、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が施行したところ、さらに、本構想を強力に推進してまいります。

なお、経済産業省及び内閣府原子力災害現地対策本部において、「福島の今」を分かりやすく伝える映像を制作しております。こちらをご覧いただければ幸いです。



(日本語版)



(英語版「Fukushima Today-For a bright future 2017」)

「福島の今 2017 春」へのリンク

このほか、当局では、「震災復興ツーリズム」の取り組みも推進しております。これは、東日本大震災における減災・防災上の教訓等を広く普及し、現地視察等を通じた交流人口の拡大や、



未だ根強く残る風評被害の払拭に繋げていくものです。平成28年6月には、大阪市内でシンポジウムを開催。平成29年8月には、同様の取り組みを高松市内で開催し、企業・行政機関等を中心に延べ約380名の方々に来場いただき、地域の現状、防災・減災の取組などについて理解を深めていただきました。



「平成29年度 四国企業防災戦略トップセミナー」  
(平成29年8月開催 場所：高松市)

## ○むすびに

震災からの復興は息の長い取組であり、様々な観点から対応していくことが重要と思っております。東北経済産業局においても、引き続き復興庁をはじめとする関係省庁や自治体、関係支援機関と連携を図りつつ、地域・事業者に寄り添いながら被災地域の早期復興に向けて全力で取り組んで参ります。

# 震災復興の現在 —東北地方整備局の取り組み—

国土交通省 東北地方整備局長 津田 修一 氏



## はじめに

東北地方の太平洋沿岸を中心に未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」の発生から7年が経とうとしています。

被災地のインフラ整備は、復興の総仕上げに向けた新たなステージ「復興・創生期間(H28～H32)」に移行しました。

復興・創生期間が残り3年となった今、復興道路をはじめとする基幹インフラや河川・海岸・港湾の復旧・復興(図1、2)が順調に推移しています。以下に、東北地方整備局所管事業の取

り組みの最新情報を紹介します。

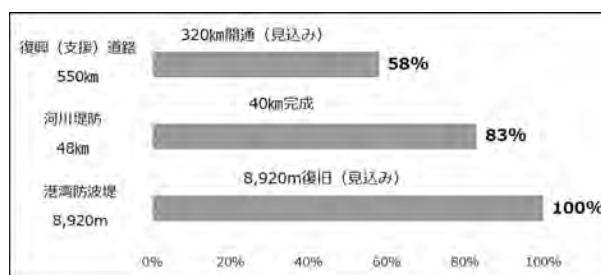


図2 復旧・復興事業の進捗(2018年3月末見込み)

## 復旧・復興事業の進捗

### 【道路事業】

復興に向けたリーディングプロジェクトである「復興道路・復興支援道路」については、国土交通省が中心となって整備を進めている路線全長550kmのうち、503km・約9割で開通または開通見通しが確定するなど、着実に事業が進捗しており、今年度末で320km(58%)の開通見込みとなっています(表1)。

表1 復興道路・復興支援道路の整備状況(2018年3月末見込み)

	計画延長	開通延長	開通予定公表延長	開通+公表延長
三陸沿岸道路	359	205	116	321
宮古盛岡横断道路	66	24	35	59
東北横断自動車道 金石秋田線	80	63	17	80
東北中央自動車道	45	28	15	43
合計(km)	550	320	183	503

2017年11月には、三陸沿岸道路(山田～宮古南)14kmが震災後に事業着手した区間で初めて開通(写真1)し、事業着手からわずか6年



図1 復興道路・復興支援道路、復旧・復興河川、復旧・復興港湾

での開通となりました。今年度は、三陸沿岸道路の一部区間約35km (写真2)、東北中央自動車道(相馬～福島)の一部区間約17kmで開通または開通予定となっています。



写真1 三陸沿岸道路(山田～宮古南)の開通(2017年11月)



写真2 三陸沿岸道路(南三陸道路)立沢橋(2017年11月)

### 【河川・海岸事業】

河川堤防の復旧・復興は、今年度末で全体48kmのうち約40km(83%)が完成予定となっています。名取川河口部の河川堤防の復旧・復興が終わり、2017年12月には現地で完成式典が行われました。これまで完成した北上川・鳴瀬川・阿武隈川を含め4河川で河口部の復旧・復興が完成したことになります。

残る旧北上川河口部(写真3、4)は、平成32



写真3 旧北上川 中央地区(2017年11月 石巻市)



写真4 旧北上川 南浜地区(2017年11月 石巻市)

年度完成を目指し「石巻地区かわまちづくり」とともに推進しており、地域と一体となって水辺空間の整備を進めています。

仙台湾南部海岸の堤防復旧(写真5)については、平成28年度にすべて完成しています。復旧した堤防は、堤防を越えるような巨大な津波が襲来しても、堤防が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くし、全壊に至る危険性を低減させ、避難時間を確保する粘り強い構造としています。



写真5 海岸堤防完成状況(2017年3月)

### 【港湾事業】

東北地方の太平洋沿岸に位置する主要な国有港湾施設は、平成25年度までに復旧が完了しました。大船渡港湾口防波堤は、平成28年度末に復旧が完了し、残る釜石港(写真6)・相馬港の防波堤は、今年度中の復旧完了に向けラストスパートを切っているところです。また、エネルギー供給拠点として国際物流ターミナル整備を進める小名浜港において、背後地域と人工島である東港地区を結ぶ小名浜マリブリッジ(写真7)が2017年3月に完成し、さらなる事業の進捗で復興を推進します。





写真6 釜石港湾口防波堤の最終函据付状況  
(2017年11月)



写真7 小名浜港東港地区臨港道路  
(小名浜マリブリッジ)完成 (2017年3月)

### 【復興祈念公園】

復興の象徴となる復興祈念公園は、岩手県陸前高田市(高田松原地区)、宮城県石巻市(南浜地区)(図3)において、その中核である国営追悼・祈念施設(仮称)を2017年3月に着工し工事を推進しています。また、福島県においては、2017年9月に双葉郡浪江町への国営追悼・祈念施設(仮称)の設置が閣議決定され、基本計画の検討を進めています。

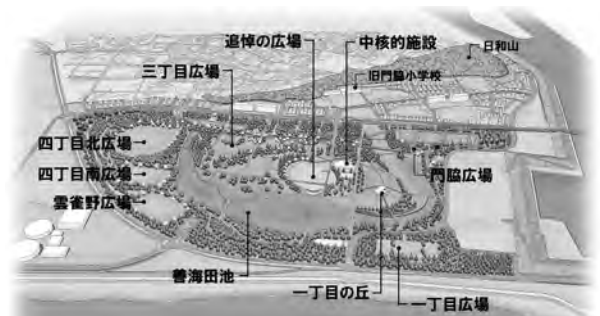


図3 石巻南浜津波復興祈念公園 完成イメージ  
(石巻市)

### 【復興まちづくり】

復興まちづくりは、住まいの復興工程表に沿って進捗しており、今年度末で宅地造成が約

9割、災害公営住宅が9割超の完成見込みとなっています。

### ■復興加速化会議

2013年3月からインフラ整備等の円滑な進捗を支えるために、復興加速化会議を開催し、復旧・復興事業に関わる課題等に適宜適切な対応策を決定し実施してきました。

8回目となる今回は、石井国土交通大臣、宮城県知事、福島県知事、岩手県副知事、仙台市長出席のもと、2017年12月16日に開催しました(写真8)。

各団体等から、引き続き復興事業の促進のため特例措置が必要との声に対し、「復興係数の継続」を決定しました。また、中小の企業においても働き方改革や生産性向上に取り組めるよう、自治体とも連携し、「東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト」を進め、さらに震災の記録・記憶を生かした東北地方の安全・安心の確保に向け「震災を風化させないプロジェクト」を進めることとしました。



写真8 第8回復興加速化会議(2017年12月 仙台市)

### ■おわりに

東日本大震災からの復旧・復興事業については、県や沿線市町村の御支援、事業促進 PPP の導入や全国の地方整備局の協力をいただくなど官民一体となって事業を進めてきました。

東北地方整備局としては、「復興・創生期間」で被災者の方々が復興を実感できるよう、復興8年目の今年もより一層、整備局の総合力・現場力を総動員して復興の加速化を推進してまいります。

# 東北農業の復興・創生に向けた 取組について

農林水産省 東北農政局長 木内 岳志 氏



## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、農業分野でも岩手県、宮城県、福島県の3県を中心とした東日本の広い地域に甚大な被害が生じました。また、福島第一原発の事故により、これまでに経験のない被害がもたらされました。発災からまもなく7年になろうとする現在、津波被災農地の復旧やがれきの撤去が進み、約8割の農地で営農再開が可能となるなど復旧・復興は着実に進展しています。一方で、原子力災害により避難を余儀なくされた地域における農業の復興・創生の取組は、避難指示の解除をもってようやくスタートラインに立ったところですが、また、地域ごとに復興の進捗状況が異なっていることから、避難指示解除後の営農の再開に向けて中長期的にきめ細やかな支援が必要となっています。

## 地震・津波被害からの復旧・復興

### 1. 農地・農業用施設の復旧・復興の取組

農地の復旧工事の進捗状況については、岩手県、宮城県、福島県において津波により被災した農地(2万530ha)から農地転用が行われたもの等を除いた1万9,010haのうち、1万5,990ha(84%)において、平成29年9月までに営農再開が可能となっています。また、排水機場の整備については、地震による地盤の沈下

に対応するため震災前より能力を高めながら整備を進めており、主要な96ヶ所のうち95ヶ所(99%)で工事を実施し、87ヶ所で工事が完了しています(残りの1ヶ所については平成30年度に着手予定)。農地海岸堤防の工事については、122地区のうち、宮城県の離島及び福島県避難指示区域内を除く106地区(87%)で完了または実施中です。

農地・農業用施設の整備については、単に震災前と同じ姿を取り戻すのではなく、地域の農業の担い手による低コストでの生産活動が可能となるよう農地の大区画化を進めるとともに、収益性の高い野菜等の導入も可能となるよう汎用性の高いほ場の整備を行っています。東北農政局が直轄で工事を実施している仙台市沿岸部(仙台東地区)においては、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直しを行うとともに、市場競争力のある作物への転換などを進める「農と食のフロンティアゾーン」として津波被災エリアを復興するという仙台市の方針を踏まえた農地の大区画化などの整備事業を実施しています。

### 2. 農業の復興に向けた取組

東日本大震災が発生した直後、平成23年度から平成27年度までの間、がれき拾いや除草等の復旧作業を行う農業者に対して経営再開支

援金を支払い、コミュニティ・担い手の維持・確保、被災農業者の早期の経営再開を支援しました。また、被災した農業者の生産力と販売力の回復を支援するため、平成23年度から東日本大震災復興交付金や東日本大震災農業生産対策交付金により、農業生産施設の復旧、被災農家の農業機械の導入、営農用資機材の購入などの支援を行っています。

さらに、被災地では、先端的な農林水産技術を実際の経営体に導入し、生産コストの半減または収益の倍増を目指した実証研究(先端プロ)を実施しています。水田10枚を一つに造成した3.4haの大区画ほ場で取り組まれている宮城県名取市では、米の生産費の半分を占める労

働費と機械費を大幅に低減するため、畑作用の汎用機械を用いて高速な作業が可能な乾田直播(田植えを行うのではなく、水を張る前の乾燥した田に機械で籽を播種する)方式の水稻栽培と麦・大豆作を組み合わせた新しい生産方式についての実証研究が行われています。この実証研究では大幅な労働時間(水稻栽培:対東北平均比▲78%)とコスト(同▲43%)の低減を実現しており、特に大規模な水田経営が多く行われている被災地の各地で技術の導入が進んでいます。

津波被災地域では震災後、農業経営が担い手に集約され、地域の農業復興の牽引力となる大規模な法人経営が各地に誕生しています。これらの法人が将来に亘って安定的な経営が続けられるよう、農林水産省としても、自治体やJA、金融機関等関係者と連携しながら、上記のような新技術や法人経営のノウハウの導入、改善に対して引き続き支援を行ってまいります。



巨理町浜吉田いちご団地  
(東日本大震災復興交付金)



トラクターとレーザーレベル  
(東日本大震災農業生産対策交付金)

## 福島第一原発事故への対応

### 1. 農畜産物等の安全確保の取組

農林水産省は、福島第一原発事故を受けて、福島県および各研究機関と協力しながら、放射性セシウム濃度の高い農畜産物が発生する要因とその対策について研究を進め、対策を取りまとめるとともに、農地除染技術の開発を進めました。農業生産の現場では得られた知見に基づいて農地の除染や吸収抑制対策が取られるとともに、放射性セシウム濃度が基準値を超えた農畜産物が流通することがないよう、生産物に対する放射性物質検査が続けられています。このような農業者をはじめとする関係者の徹底的な取組の結果、平成27年以降、栽培・飼養管理さ



れた農畜産物での基準値の超過は全くみられない状況が続いています。一方で、風評による、福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離は引き続き見られることから、風評対策強化指針に基づいて正確で分かりやすい情報発信や被災地産品の販路拡大支援等の対応を着実に進めるとともに、諸外国における農産物の輸入規制の緩和・撤廃に向けて粘り強く働きかけを続けてまいります。

## 2. 被災農家の営農再開に対する支援

農地の除染や避難指示解除後の住民帰還の進捗に応じて、営農再開に向けた取組を切れ目なく支援するため、前述の津波被災地に対する機械・施設整備に対する支援に加え、「福島県営農再開支援事業」を実施しています。

本事業により、除染後の農地における耕作が再開されるまでの間の除草等の保安全管理、農作物の放射性物質の吸収抑制に効果的なカリウム肥料の施用、避難指示が出されている間に増殖した野生鳥獣からの農作物被害を防止するための電気柵や捕獲罠の設置等の対策、営農再開に向けて実際に作物を栽培して安全な農産物が生産できることを実証するための支援などを行っています。さらに、各地域で異なる様々な状況に対応するため、避難指示が出された福島県内12市町村において定期的に意見交換を実施し、顕在化した課題（例えば、水田の畦畔の修復や雑草などの除草等、客土を実施したほ場の作土層と客土を混和するための深耕や堆肥などの投入による地力回復対策、地域における農業の将来像の策定支援など）についても事業内容に追加することにより、営農再開の取組を支援しています。

さらに、農林水産省（東北農政局）では、平成

29年4月から、12市町村の農業者に対する個別訪問・支援活動を「福島相双復興官民合同チーム」の一員として福島県などとともに実施しています。これら市町村における営農再開に向けた課題の解決に向けて、平成28年3月に閣議決定された復興の基本方針に基づき、地域・個人の多様なニーズに即して、農業者の機械・施設導入等を支援する事業を紹介するなどのきめ細やかな支援を続けてまいります。

# 福島県における海産魚介類の 環境放射線モニタリング結果の概要

福島県水産試験場 漁場環境部長 根本 芳春 氏

## はじめに

2011年3月に発生した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下福島第一原発)の事故により、福島県沖の魚介類から放射性物質が検出されたことから、福島県の沿岸漁業(沖合底びき網含む)は、操業自粛を余儀なくされ、2017年12月現在も通常操業は行われていない。

福島県では2011年4月から海産魚介類の緊急時環境放射線モニタリング検査(以下モニタリング)を開始し、魚種や海域、時間経過に伴う傾向などを明らかにするとともに、国や大学などと連携して様々な放射能関連研究を行ってきた。福島第一原発事故から6年以上が経過し、海産魚介類の放射性セシウムはほぼ不検出となり、規模を限定して取り組まれてきた試験操業は拡大を続けている。今回は、現在の福島県沖

の海産魚介類の放射能の状況と水産業の現状について紹介する。

## 海産魚介類のモニタリング結果概要

モニタリングの検体は、福島県の調査船や漁業者の協力によって採集される。水産試験場に集められた検体は、全長や体重、胃内容物、年齢などの基本情報を調べた後に福島県農業総合センターに搬入して、ゲルマニウム半導体検出器を用いて放射性セシウムを測定する。福島第一原発の近傍も含めて福島県沖全域において調査が行われ、2017年11月までに約4万9千検体、202種の海産魚介類の検査を行ってきた。福島県に水揚げされる海産魚介類は、主なもので100種類程度なので、あまり水揚げされない種類も含め幅広く検査が行われてきた。

事故直後の傾向としては、1点目は、魚種によって、放射性セシウム濃度に違いがみられ、魚類においては、回遊魚や沖合にのみ生息する種類では数値が低い、あるいは不検出であった。一方、浅い海域に生息し移動が小さい種類では、高い値のものが多く傾向がみられた。また、甲殻類や軟体動物など魚類以外の生物では、数値が低いものが多く、当初、高い値が検出された種類でも速やかに低下する傾向がみられた。2点目は、海域によって汚染の状況が異なり、水深が浅い海域の方が、深い海域に比べて高い数値のものが多く、また、福島第一原発の北側に



モニタリング検査の様子  
(福島県農業総合センター)

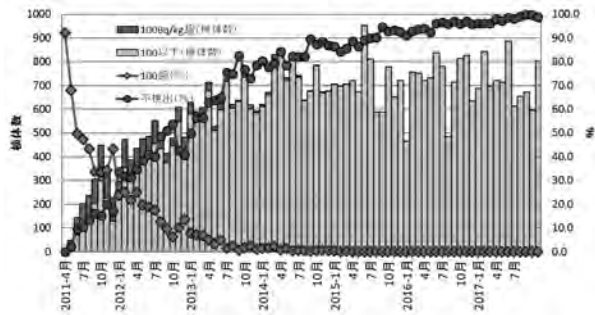


図1 月別放射線モニタリング検査結果(海産魚介類)

比べて南側の方が高い数値のものが多い傾向がみられた。以上のことから、今回の原発事故においては、福島第一原発の南側でかつ浅い海域において汚染が大きかったことが推測された。

福島第一原発事故から6年以上が経過した現在、海産魚介類の汚染は非常に改善されている。これまでのモニタリング結果を図1に示す。事故直後の2011年には、検査をした検体の内、概ね30～90%が、現在の国の基準値である100Bq/kgを超えていたが、時間の経過に伴い、基準値を超過した割合は低下し、2015年4月以降は1検体もなく、2017年の最大値は

36.0Bq/kgであった。一方、不検出の割合は時間の経過とともに増加し、2017年は合計で98%が不検出であった。

このような時間経過による汚染の改善は、前述した汚染が大きかった海域でも他の海域と同様な傾向にあり(図2)、また、当初、高い数値が出やすく、事故直後には明確な濃度低下がみられなかった魚種も低下傾向にあり、ほとんどが不検出となっている。2017年12月現在、国から出荷制限等指示がかかっている魚種は10魚種あるが、これらもほとんどが不検出となっており、解除が遅れているのは、検体数が少ないことや、以前、高い数値が出た場所で採捕数が少ないなどの理由で、検体が確保できれば解除されると考えられる。

このように海産魚介類の汚染が改善された主な理由としては、海産魚介類に大きな影響を与えたとされる海水中の放射性セシウム濃度が速やかに低下したことにより(図4)、魚体から放

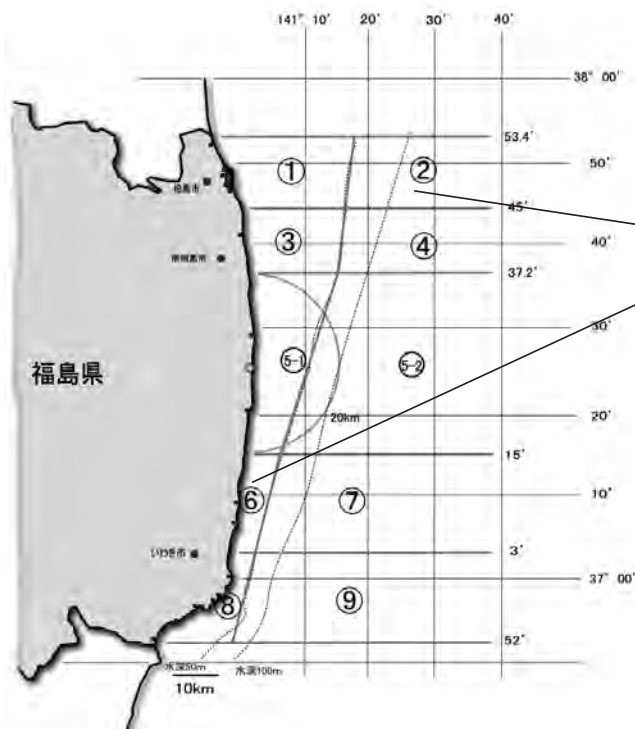


図2 海域区分

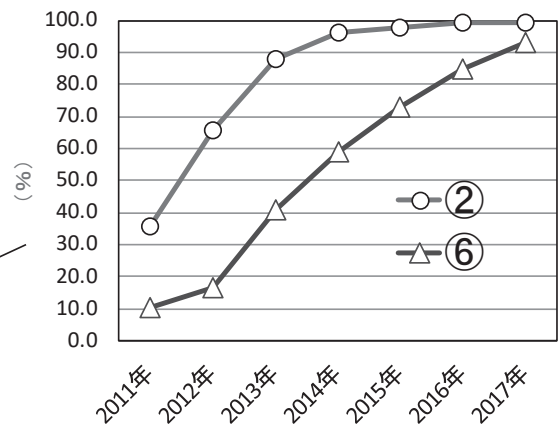


図3 海域別の不検出割合の推移



放射性セシウムの排出が進んだこと、世代交代が進むことによって、汚染された個体が減ったこと、成長による体重増加によって、相対的に濃度が低下したことがあげられる。世代交代による改善については、図5にコウナゴの放射性セシウム濃度の推移を示した。コウナゴは生まれてから3か月程度のものを漁獲対象としており、毎年新しい世代の魚を漁獲する。2011年のコウナゴの放射性セシウム濃度は極めて高く、最高で14,400Bq/kgが検出され、出荷制限に加えて摂取制限という厳しい指示がかかっ

た。しかし、翌年の2012年には最大でも21.0Bq/kgで、ほとんどが不検出、2013年以降は全てが不検出となっている。このような世代交代による汚染の改善は、比較的長寿命のヒラメなど他の魚種でも確認されており、世代交代が進むことによって、強く汚染された個体が減り、全体として放射性セシウム濃度が低下したといえる。

### 福島県の沿岸漁業の現状

モニタリングによって、海産魚介類の放射能の状況が明らかになったことから、福島県の沿岸漁業は、2012年6月に一部の魚種を対象として、流通販売までを行う試験操業を開始した。試験操業は、モニタリング結果を参考に、漁業者組織が計画を策定して、各地区の試験操業検討委員会で合意を得た後に、大学の専門家や国、県、流通業者、漁業関係者等が構成員となっている「福島県地域漁業復興協議会」において協議され、最終的には「県下漁業協同組合長会議」で決定される。当初は、ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ（沖合性のバイ貝）の3種を対象に、底びき網によって、県北部の水深150m以深に限定して操業が行われた。その後、

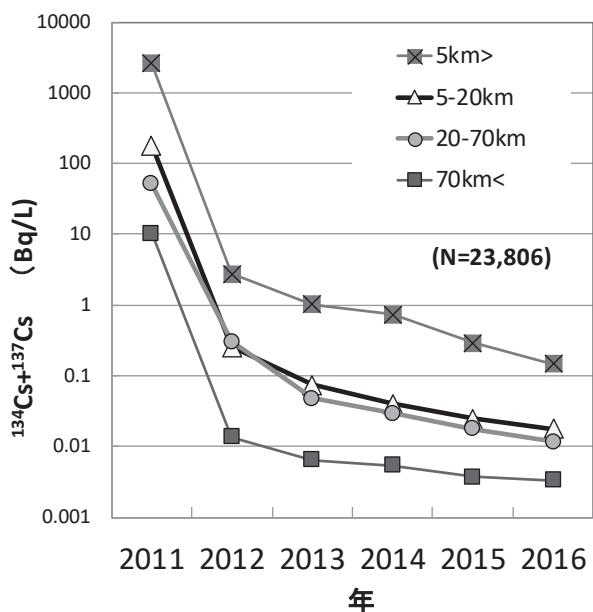


図4 福島第一原発からの距離と海水の放射性セシウム濃度年別平均の推移 (原子力規制委員会公表資料より集計)

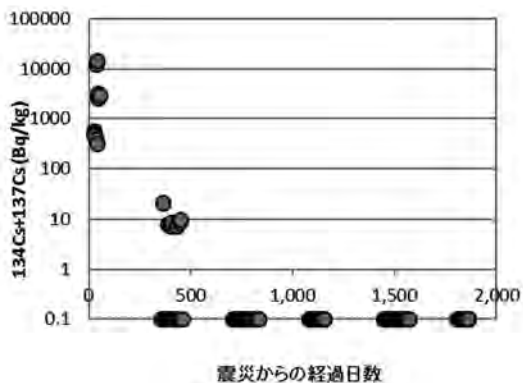


図5 コウナゴの放射性セシウム濃度推移



試験操業の水揚げ (沖合底びき網)

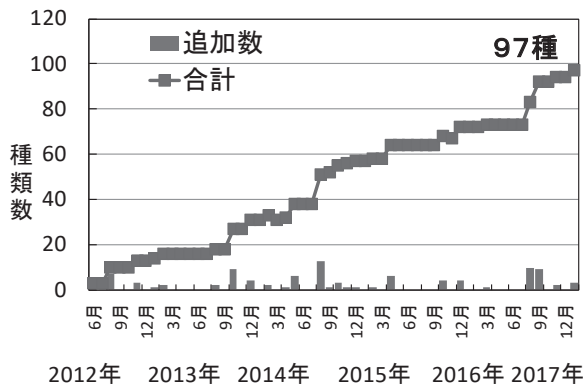


図6 試験操業対象種の拡大経過



産地市場の様子

時間の経過とともに、安全が確認された魚種が増えたことから、対象種や漁法を追加するとともに、操業海域も順次拡大してきた。2017年2月までに対象種は97種となり(図6)、主要魚種の多くが水揚げ可能となった。福島県の沿岸漁業は、一旦全ての魚種を水揚げ自粛し、その後、安全が確認された魚種だけを漁獲対象に追加する方式をとってきたが、2017年3月に福島県漁業協同組合連合会が出荷方針を改め、国から出荷制限等指示がかかっている魚種を除く全てを試験操業の対象種とし、その中から水揚げ対象種を選定する方式とした。漁法は、2017年12月現在、全ての漁法が試験操業に参加可能となっており、唯一残っていたヒトエグサ(アオノリ)の養殖についても2017年11月の組合長会議で再開が承認された。2017年12月現在の操業海域は、福島第一原発の半径10kmを除く福島県沖全域となっている。さら

に、産地での取引は、2017年2月までは、仲買業者で組織される団体との間で、相対で価格が決められていたが、2017年3月からは、相馬双葉地区において入札による販売が再開され、順次県内全ての産地市場に拡大された。

このように、時間経過とともに福島県の沿岸漁業は、本格操業に向けて拡大し、漁獲量も年々増加しているが、2016年の沿岸漁業の漁獲量は、福島第一原発事故前の10年平均に対して僅か8%と非常に少ない水準となっている。また、消費地での取引価格は、他県産と大きな差はなく、出荷先も25都道府県に拡大しているが、2017年に県漁連が行った仲買業者へのアンケート調査では、量販店への販売を敬遠されたり、他県から多く入荷する魚種においては、福島県産の魚が安くなるなど、風評を感じている業者が多い結果となっている。

## 最後に

今後、本格操業に向けて漁獲量が増加するに従い、風評が顕在化することが危惧されることから、引き続き、科学的データに基づいた福島県産の魚介類の安全性について情報発信し、早い時期に本格操業へ移行できるよう支援していきたい。

# 地域活性化に関するプロジェクト支援 「東北・新潟の活性化応援プログラム」に係る活動報告

## 1. 東北・新潟の活性化応援プログラムの概要について

東北電力(株)が今年度創設した「東北・新潟の活性化応援プログラム」(以下、「本プログラム」という。)は、東北6県と新潟県の各地で、地域産業の振興や地域コミュニティの再生・活性化、交流人口の拡大など、地域の課題解決に向けて自主的な活動を行っている団体を選定し、助成金によりサポートする制度である。

助成金の金額については、各県ごとに選出された助成団体(7団体)の中から、最も地域の発展等への貢献が期待できると評価された団体の活動に対しては、「特別助成金」として100万円を支援(助成)し、その他の6団体の活動に対しては、「助成金」として30万円を支援(助成)することになっている。

本プログラムは、当該年度を含めて3年間実施する予定となっている。

## 2. 助成団体の選出と

### 東北活性化研究センターの役割

助成団体の選出過程は、次のとおりである。

東北電力(株)にて本プログラムの応募受付を2017年2月23日から始め、5月10日に締切っている。その結果、東北6県と新潟県の各地から計110団体と多数の応募があった。

当センターでは、東北地域の地域活性化に関

わる公的な機関として助成団体の選出に協力し、この110団体を対象に、各県ごとに1次審査(書類審査及びこの結果上位となった複数団体への現地ヒアリング)を行い、助成候補団体として複数団体を選出した(文責者:安部雅人、審査の一員)。

その後、各県ごとに2次審査会(当センターからも審査員として1名参加)が実施され、各県ごと1団体を選出した。

さらに、9月28日の最終審査会(審査員:外部有識者3名)にて、各県から選出された助成団体(7団体)の中から最も地域の発展等への貢献が期待できると評価された特別助成団体を選出し、11月17日に特別助成団体と助成団体に対し贈呈式が行われた。

## 3. 2017年助成団体の紹介

最終審査会の結果、特別助成団体として、「釈

写真1. ひまわり回収の様子(小学生参加者)



(出所) 釈迦内サンフラワープロジェクト実行委員会より提供。



迦内サンフラワープロジェクト実行委員会」(秋田県大館市)が選出された。

助成団体(助成金:30万円)としては、「特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校」(青森県西津軽郡鰺ヶ沢町)、「つぴたあれいわいずみ実行委員会」(岩手県下閉伊郡岩泉町)、「網地島ふるさと楽好」(宮城県石巻市)、「特定非営

利活動法人公益のふるさと創り鶴岡」(山形県鶴岡市)、「特定非営利活動法人がんばろう福島、農業者等の会」(福島県二本松市)、「特定非営利活動法人中越防災フロンティア」(新潟県長岡市)の計6団体が選出された。

なお、助成団体の具体的な活動内容は、表1のとおりである。

表1. 2017年助成団体一覧表

1. 特別助成団体(助成金:100万円)

団体名(所在地)	具体的な活動内容
釈迦内サンフラワープロジェクト実行委員会 (秋田県大館市)	釈迦内地区と歴史的に関わりが深い「ひまわり」を用い、教育(学校中心)をコンセプトに、休耕地を活用したひまわりの植栽、ひまわり油等の生産・販売を地域住民と子供たちが一緒に行う。子供たちへの実践的キャリア教育と新たな観光資源の創出を図る。

2. 助成団体(助成金:30万円)

団体名(所在地)	具体的な活動内容
特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校 (青森県西津軽郡鰺ヶ沢町)	「白神山の水」で育った地元の産物(農作物・魚類・酒粕)を活用した新商品を開発し、若者の雇用の創出と地域の活性化を図る。
つぴたあれいわいずみ実行委員会 (岩手県下閉伊郡岩泉町)	地元の「うれいら商店街」において、岩泉の恵み(食材・風景・手仕事)を活用した子育てイベント「こどもフェスタ」を開催し、異世代・異業種の交流人口拡大や、生きがい・活躍の場の提供を図る。
網地島ふるさと楽好(がっこう) (宮城県石巻市)	仙台市内の児童養護施設の子供たちを2泊3日で島に無料で招待し、島の高齢者との交流を通じて本当の家族のように過ごす。双方の生きがい創出と地域コミュニティの活性化を図る。
特定非営利活動法人公益のふるさと創り鶴岡 (山形県鶴岡市)	鶴岡山王商店街の空き店舗「旧新穂(しんぼ)醤油店」を借用し、住まい・テナント・コミュニティスペースとしてリノベーションすることなどで、若者が活躍できる場の創出と地域経済の活性化を図る。
特定非営利活動法人がんばろう福島、農業者等の会 (福島県二本松市)	「スタディファーム(福島県の農業に関する学習および体験)」の中心的農園である「二本松農園」を、より楽しく交流が図れる場所にするために設備や機能の整備を行う。福島県の農業に対する一層の理解浸透と交流人口拡大を図る。
特定非営利活動法人中越防災フロンティア (新潟県長岡市)	除雪作業の担い手不足解消のため、即戦力となる除雪ボランティアの育成や、除雪作業時の安全対策の啓発を行う。地域コミュニティの維持と交流人口の拡大を図る。

(出所)東北電力㈱公表資料をもとに作成。

# コミュニティ・ビジネス・ネットワーク 創立20周年シンポジウム講演 「生活の足が生み出す地域の活力ー各地の取り組みから」

2017年12月2日、コミュニティ・ビジネス・ネットワーク（以下「CBN」という）の設立20周年記念シンポジウムにおいて、調査研究部の木村政希が「生活の足が生み出す地域の活力ー各地の取り組みから」をテーマに講演を行った。

コミュニティ・ビジネスとは地域の課題を解決するため、地域の住民が主体となり、地域の資源を活用して顔の見える関係の中で行われる地域密着型のビジネスのことで、アメリカ・イギリス・ドイツ等の事例を踏まえながら1994年にCBNの現共同代表を務める細内信孝氏が提唱したものである。

CBNは細内氏などの呼びかけに応じて1997年3月に東京都墨田区で設立され、以降コミュニティ・ビジネスの普及啓発などを目的に全国各地で事業を展開してきた。2017年で設立20周年を迎えることを記念して、「コミュニティ・ビジネスのこれまでとこれから～地域再生手法の未来的創造に向けて～」と題するシンポジウムを開催することとなった。

シンポジウムの概要は以下のとおりである。

■開催日・場所：2017年12月2日（土）  
ローランズショップ原宿店（東京都）

## ■次第

### ・対談

「コミュニティ・ビジネスのはじまりとこれから」（林泰義・細内信孝）

### ・講演

「つきさら流コミュニティ・ビジネス育成は何を生み出したのか」

（齋藤主税：都岐沙羅パートナーズセンター 理事・事務局長）

「空き家丸ごと利活用の秘める可能性」

（田中惇敏：Cloud JAPAN 代表理事）

「生活の足が生み出す地域の活力」

（木村政希：東北活性化研究センター）

司会・進行：鶴飼修 滋賀県立大学准教授

写真1：シンポジウムの様子<sup>注</sup>



注：写真すべて CBN 事務局提供

■参加者：コミュニティ・ビジネスに携わる方、研究者、自治体関係者など50名

市民参加のまちづくりの第一人者である林氏とCBN共同代表の細内氏の対談からシンポジウムは始まり、1990年代から始まったコミュニティ・ビジネスの源流と今日の状況、そして将来の地域コミュニティの元気づくりに向けてコミュニティ・ビジネスが果たす役割などが話し合われた。

続いて1999年より新潟県村上地域においてコミュニティ・ビジネスの育成と中間支援組織の運営を行っている齋藤氏より「都岐沙羅パートナーズセンター」の活動がもたらした地域へのインパクトなどについての講演がなされた。なお、この団体は2017年に全国の地方新聞社と共同通信社で実施している「第7回地域再生大賞」において最優秀賞となる大賞を受賞している。

続いて九州大学工学部を休学し、東日本大震災後の気仙沼市において空き家を活用したゲストハウス「架け橋」の運営などを行う田中氏より、被災地における空き家活用の可能性についての報告が行われた。「架け橋」では「交流」を中心としたゲストハウスの運営を行うとともに、昼間のゲストハウスの居間を活用しての絵本カフェも運営されている。

写真2：齋藤氏



写真3：田中氏



その後に行った当センター木村の講演ではコミュニティ・ビジネスは地域に生活する人々の「暗いつぶやき」が起点となっていることを踏まえ、こうしたつぶやきを拾い上げる土壌としての「場」とそこに至る「お出かけの足」の必要性について、2016年度東北圏社会経済白書の第Ⅱ部「東北圏における公共交通機関のあり方」を中心に各地の事例を踏まえて説明するとともに、これまでのコミュニティ・ビジネスの経緯を踏まえ、遵法意識の重要性、雇用施策としてのコミュニティ・ビジネスの限界、地域企業との連携の必要性について説明した。

写真4：講演風景（木村）



コミュニティ・ビジネスという言葉が生まれた1990年代には「地域で商売をすることは不謹慎だ」などの声も多く聞かれたが、今日では地方創生施策のひとつとしてエリアマネジメントが採り入れられるなど、20年の時を経て地域の課題解決策として一般化しつつある。

コミュニティ・ビジネスが目指す「人間性の回復と新しい経済による自律型の地域社会」が多く地域で生み出されていくことを期待したい。

最後に、当センター成果報告の場をいただきましたCBN事務局に感謝申し上げます。



# 統計データから見る東北②－図書館数の推移

調査研究部 主任研究員 木村 政希

前回から「東北圏社会経済白書(以下「白書」という)」第Ⅲ部において掲載している時系列データから一つを選び、ここ30年に亘る東北の変化などについて概観しているが、今回は知識との出会いに欠かせない図書館の数について取り上げることとしたい。

## 図書館調査とは

図書館調査は文部科学省が社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする「社会教育調査」の一環として、1955年度以降3年から5年ごと、1975年度からは3年ごとに実施している国の基幹統計の一つである。

社会教育調査は現在大きく9つ<sup>1</sup>の調査から構成されており、白書ではその中から図書館数・公民館数・社会体育施設数の3つのデータを掲載している。

図書館調査では、(1) 名称及び所在地、(2) 本館又は分館の別、(3) 設置者及び管理者に関する事項、(4) 職員に関する事項、(5) 施設・設備に関する事項、(6) 事業実施に関する事項、(7) 施設の利用状況、(8) ボランティア活動に関する事項、(9) 図書館協議会等の設置状況の9項目に関する調査がなされている。

## 東北圏における図書館数の推移

それでは白書記載の図書館数についてみていくことにする。東北圏内の図書館は1984年度の187館から2015年度の346館と、30年ではほぼ倍増している。

全国の図書館数に占める割合では10%前後の比率で推移していることがわかる。

図1：東北圏の図書館数の推移と全国構成比<sup>2</sup>

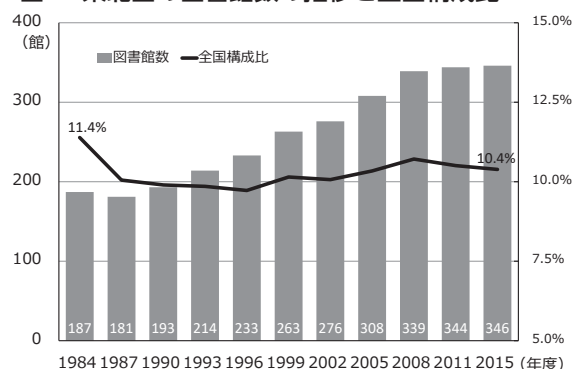
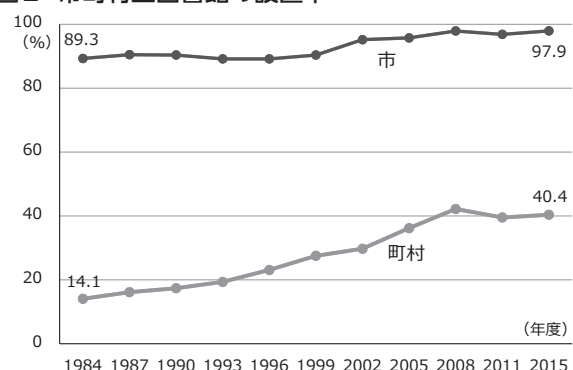


図2：市町村立図書館の設置率



市町村単位で見るとどうであろうか。市と町

1 社会教育行政調査、公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、体育施設調査、文化会館調査、生涯学習センターの調査からなる。

2 図はすべて、文部科学省「社会教育調査」を基に筆者作成

村ではその数に大きな違いが見られる。

ほとんどの市には市立図書館がある一方、町村レベルでは4割ほどの自治体しか町村立の図書館がなく、情報アクセスの観点から格差が生じていることがわかる。

## 職員の状況

一方、図書館業務に携わる職員の状況はどうだろうか。1984年度と2015年度の調査を比較すると図書館数の増加に伴い職員数そのものは増加しているものの、専任で従事する職員の比率は大きく下落している(図3)。特に専門的知識・資格を有し図書館の運営に従事する専任の司書・司書補の人数は1984年度の418人から2015年度405人へと減少している(図4)。

図3：東北圏における図書館職員の勤務形態

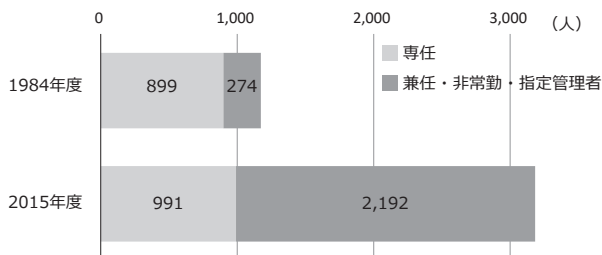
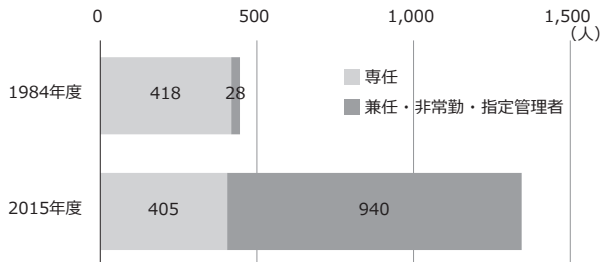


図4：東北圏における司書の勤務形態



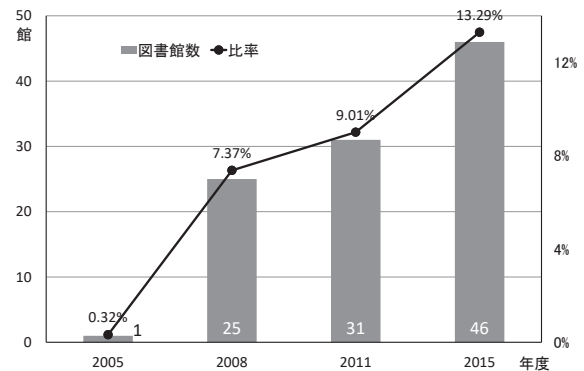
## 指定管理の状況

最後に昨今図書館の運営において話題となっている指定管理の状況について整理することとする(図5)。2003年の地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が導入されたが、図書館調査

においても、2005年度より指定管理の状況について調査が実施されている。

2015年度調査で15.5%となっている全国と比較するとややそのペースは遅いものの、着実に指定管理者による運営館数が増えていることがわかる。なかでも新潟県は2015年度において78館中18館(23.1%)が指定管理者により運営されるなど、全国を上回るペースで指定管理が進んでいる。

図5：東北圏における指定管理者による運営図書館数と指定管理比率



## おわりに

本稿では東北圏における図書館数の推移等について見てきた。施設数は増加している一方、運営コスト低減の流れから委託・指定管理の方向に運営の方向性が変化してきていることを読み取ることができた。

インターネットによる情報収集が主流になった今日においても、図書館にはレファレンスサービスなどインターネットにはない機能も有しており、知識・情報収集には欠かせない場所である。

今回は誌面の制約もあり蔵書等についてのデータについては言及できなかったが、今後も東北圏の図書館が地域住民の「知識の泉」として機能していくことを期待したい。

# 各県総合戦略 KPI に見る個別施策の領域整理

調査研究部 主任研究員 木村 政希

## はじめに

日本国憲法第13条において、国民の権利として「幸福追求権」が保障されている。地域はそれぞれ状況が異なるため、住民のニーズを取り入れ生活の質を高める役割は主に地方自治体が担うこととなる。つまり、地方自治体の活動そのものが住民の幸福感につながると言っても過言ではない。

そのため、地方自治体の施策を見ればその自治体がどのような方法で住民を幸福に導いていくことを思い描いているかを推測することが出来る。

こうした考えを共通に理解するための資料として、「まち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」という）」において各自治体に作成することが求められた「地方版総合戦略」とよばれる「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」がある。

これは2014年に閣議決定された政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けて2015年度からの5カ年を対象にまち・ひと・しごと創生に関する目標、施策に関する基本的方向、講ずべき施策を記したもので、東北圏でも全ての自治体で策定された。

本年度、当センターでは「東北圏社会経済白書」の第Ⅱ部において、各機関で実施している幸福度調査や各種統計データを基に、移住や交

流人口の増加を目指すための「東北圏の魅力発信」についての調査を行っているが、その前提となる各県の個別施策における領域の整理について、地方版総合戦略<sup>1</sup>に定めるKPI（Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標と訳される）を基に行うこととしたい。

なお、本稿は東北各県の総合戦略におけるKPI項目の整理を試みることをのみを目的とし、その内容について評価を行うものではないことを予めお断りさせていただきたい。

## KPIの数について

まずKPIとは何かについて、改めてみていきたい。

地方版総合戦略では、盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標<sup>2</sup>を客観的な指標により設定することが求められている。そして各政策分野の下に盛り込む具体的な施策について、それぞ

図1：地方版総合戦略の内容



資料：内閣府

1 使用した地方版総合戦略の作成時点については参考文献の欄を参照願いたい。  
2 総合戦略「基本目標」における目標数値については東北活性研 Vol.26「東北7県の地方創生施策の展開状況について（上）～人口減少時代の到来 実行段階を迎えた地方創生事業～」に記載されているので参照願いたい。



れに客観的な KPI を設定することが求められている。つまり、KPI は基本目標を達成するための施策ごとの具体的目標であるといえる。(図 1)

各県の KPI の総数を示したものが表 1 である。なお、各県総合戦略において、性別や学校種別(中学・高校等)など目標値が複数あるものを集約して 1 つの KPI としているケースもあるが、本稿では目標値一つを 1 つの KPI としてカウントを行っている。

宮城県の 25 から岩手県の 151 まで各県ごとにばらつきがあることがわかる。なお、国の総合戦略における各施策の KPI は 113<sup>3</sup> である。

表 1: 県別 KPI 数<sup>4</sup>

県名	KPI 数
青森県	27
岩手県	151
宮城県	25
秋田県	94
山形県	62
福島県	65
新潟県	51
東北圏合計	475

## KPI の基準値について

KPI は具体的な数値で目標を示しているが、どのような値を基準値として採用しているのだろうか。全国レベルで比較が可能な指標と各県独自の指標の 2 つに分けて整理してみることにする(図 2 および表 2)。

475 の KPI を分類したところ、各県が独自で調査を行っている指標が多い。

これは既存の指標ではなく各県独自の事情に合わせて数値を集計し、その内容を施策として活用していることの現れであると思われる。

図 2: KPI の基準値について

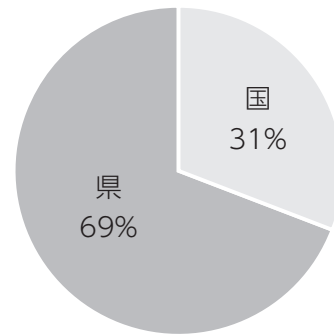


表 2: 県別の基準値の状況

県名	国	県
青森県	14	13
岩手県	31	120
宮城県	14	11
秋田県	21	73
山形県	17	45
福島県	23	42
新潟県	25	26
東北圏合計	145	330

## 設定目標について

KPI は 2015 年度から 2019 年度までの 5 年間の施策による効果を示す数値であることは前述のとおりである。

各県はこの 5 年間で、施策の実施によりどの程度の変化を予想しているのであろうか。各 KPI に記載の現状値と目標値による指標の変化から見ていくことにする。

整理にあたり、KPI の変化を① 0 ~ ± 10%、② ± 10 ~ 50%、③ ± 50 ~ 100%、④ ± 100% ~、⑤ 100% 化(例えば「全市町村で実施」など、数値そのものの値を限度まで到達させるもの)、⑥ 新規(総合戦略策定にあわせて新たに目標を設定したもの)、⑦ 方向性のみ、の 7 つに分類した。7 県の KPI 毎の変化率を示す分布を図 3 に

3 施策数としては 105 である。

4 注記のない図表については、各県総合戦略に基づき筆者作成

示す。

このように設定目標数値としては新規に設定したものが最も多く、次いで±10～50%の範囲としたもの、±100%～のものとなっていることがわかる。

特に±100%～の変化を目指すKPIも多く、この総合戦略を契機として大きな伸張を図ろうとする取り組みも多く見受けられた。

各県別の分布については表3のとおりである。

図3：KPIの設定目標の分布

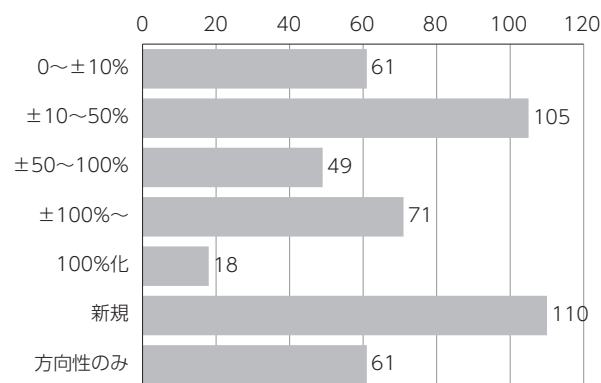


表3：KPIの設定目標の分布

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	新潟	合計
新規	0	22	1	43	18	25	1	110
方向性のみ	7	15	1	0	1	3	34	61
0～±10%	6	34	4	4	4	5	4	61
±10%～50%	10	41	7	15	14	10	8	105
±50%～100%	1	9	9	10	13	5	2	49
±100%～	2	20	2	20	10	15	2	71
100%化	1	10	1	2	2	2	0	18

## KPIの分類について

それでは本稿の目的であるKPIがどのような領域に属しているかについて整理していくことにしたい。

経済協力開発機構(OECD)や日本総合研究所をはじめとする多くの団体で幸福度調査が行われているが、当センターでは15の団体の幸福度調査のサーベイを実施した(表4)。

その中で、一部の領域数とその内容について表5に示す。

一方、当センターにおいても、2011・2012年度の2年間に亘り「幸福度の定量化に関する調査研究(以下「過去研究」という)」を実施した。

過去研究においては国内外の指標体系を参考に、包括項目に「主観的幸福度」、すなわち全体をまとめた「包括的幸福度」を掲げるとともに、「経済」「健康」「教育」「環境」「安全・安心」「コ

ミュニティ・関係性」「ガバナンス」「文化」を個別項目とした幸福度体系を一つの試案として示している(図4)。

本稿では過去研究における8つの個別項目を基礎とし、今回のサーベイ結果を踏まえて各県総合戦略におけるKPIについて整理することにする。

なお、過去研究における8つの個別項目に該当する具体的な領域については表6に示すとおりである。

図4：幸福度の体系



資料：東北活性研「幸福度の定量化に関する調査研究」報告書

表4：サーベイを実施した幸福度調査一覧<sup>5</sup>

	実施団体	調査名等
1	OECD	より良い暮らし指標
2	国際連合	世界幸福度ランキング2017
3	内閣府	幸福度指標試案
4	岩手県	岩手の幸福に関する指標
5	福井県ほか <sup>6</sup>	ふるさと希望指数
6	富山県	とやま幸福度関連指標
7	京都府	京都指標
8	三重県	「三重県民カビジョン」幸福実感指標
9	熊本県	県民総幸福量
10	新潟市	市民の等身大ハッピーネス
11	荒川区	荒川区民幸福度
12	滝沢市	幸福と暮らしに関する指標
13	日本総合研究所	幸福度ランキング
14	朝日新聞出版	民力
15	東北活性研	幸福度の定量化に関する調査研究

表5：一部幸福度調査における領域数とその内容<sup>5</sup>

実施団体名	領域数	内容
東北活性研	9	「主観的幸福度」、「経済」、「健康」、「教育」、「環境」、「安全・安心」、「コミュニティ・関係性」、「ガバナンス」、「文化」
OECD	11	「所得」、「仕事」、「住居」、「健康」、「教育」、「ワーク・ライフ・バランス」、「環境」、「社会とのつながり」、「市民参加」、「生活の安全」、「主観的幸福」
岩手県	12	「仕事」、「収入」、「居住環境」、「安全」、「余暇」、「健康」、「子育て」、「教育」、「家族」、「コミュニティ」、「歴史・文化」、「自然環境」
新潟市	5	「こども」、「安心・安全、家庭」、「仕事、経済」、「連帯、信頼」、「高齢者」
日本総合研究所	7	「基本指標」、「健康」、「文化」、「仕事」、「生活」、「教育」、「追加指標」
朝日新聞出版	5	「基本指数」、「産業活動指数」、「消費指数」、「文化指数」、「暮らし指数」

表6：過去調査における幸福度の個別分野とその内容

分野	主な内容
経済	所得と富、雇用、仕事と家庭のバランス、バランスの取れた産業構造
健康	体の健康、心の健康、健康のための環境
教育	教育水準、教育問題、教育環境
環境	住宅、環境、インフラ
安全・安心	犯罪、防災
コミュニティ・関係性	家族等とのつながり、社会とのつながり
ガバナンス	投票率、社会的関与
文化	イベント・催事、文化・教養、娯楽、国際

5 資料については参考・引用文献参照

6 福井県をリーダー県として「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」に加盟する青森県、山形県、石川県、山梨県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、宮崎県の共同研究プロジェクト



表6の分類に基づいて各県のKPIを整理したものが図5・表7である。これらの図表からは各県の総合戦略のKPIでは経済・環境・教育の順に多くなっていることがわかる。一方、ガバナンス<sup>7</sup>の分野についてはあまりKPIとして設定がなされていないことも読み取れる。

図5：各県KPIの領域

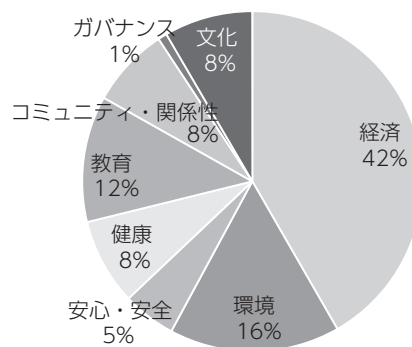


表7：KPIの県別領域分布

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	新潟	合計
経済	7	50	14	38	28	39	22	198
健康	10	16	0	3	1	6	3	39
教育	5	20	5	12	6	2	7	57
環境	2	25	1	19	15	8	7	77
安心・安全	1	12	3	1	0	0	7	24
コミュニティ・関係性	0	9	1	10	10	4	2	36
ガバナンス	0	2	0	2	0	0	0	4
文化	2	17	1	9	2	6	3	40

## まとめにかえて

本稿では、各県の総合戦略におけるKPIについて、当センターの過去研究をもとにその領域の整理を行った。

当センターでは、客観的な社会・経済指標を基に東北の現状に関する分析を実施するとともに、実際の生活者が抱く東北のイメージについて、首都圏・東北圏に住む生活者にアンケート調査を行い、客観データとの比較などを行っている。東北圏社会経済白書では本稿記載の内容を精査したもののほか、そうした分析結果と今後の方向性についても掲載する予定である。

本稿は各県の総合戦略に示されたKPIを当センターの過去研究の項目に合致するように整理したものであり、施策の内容と合致しないも

のもあるかと思われる。こうした点については全て筆者の責任であるのは言うまでもない。

## 【参考・引用文献】

- 徳島県地方自治に関する憲法課題研究会(2015)「『真の地方分権型社会』を創造する日本国憲法の「地方自治」規定のあり方について【第2版】」(概要版)
- 青森県(2015)「まち・ひと・しごと創生 青森県総合戦略(平成27年8月)」
- 岩手県(2015)「岩手県ふるさと振興総合戦略～岩手県まち・ひと・しごと創生総合戦略～(平成27年10月)」
- 宮城県(2015)「宮城県地方創生総合戦略 復興を未来につなぐ 道標(みちしるべ) ～宮城のネクスト・ステージを拓(ひら)き 日本のネクスト・スタンダードを創(つく)る～(平成27年10月)」
- 秋田県(2015)「あきた未来総合戦略 「高質な田舎」を思い描きながら「日本に貢献する秋田、自立する秋田」を目指して(平成27年10月)」

7 ガバナンスの項目はインターネット等を用いた媒体へのアクセス件数を含む

- 山形県(2015)「～「自然と文明が調和した理想郷山形」を目指して～ やまがた創生総合戦略(平成27年10月)」
- 福島県(2015)「ふくしま創生総合戦略～ふくしま7つの挑戦～(平成27年12月)」
- 新潟県(2015)「新潟県創生総合戦略(平成27年10月)」  
内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局  
「基本目標等のKPIの現状について」(第2回 まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証チーム 資料2-1 ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/kpi\\_kenshouteam/h29-10-24-shiryoushiyou2-1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/kpi_kenshouteam/h29-10-24-shiryoushiyou2-1.pdf))) (2017年10月24日更新、2017年12月28日アクセス)
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/sankou\\_chihou\\_vision.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/sankou_chihou_vision.pdf)) (2014年12月27日更新、2017年12月11日アクセス)
- 東北活性化研究センター(2012)「幸福度の定量化に関する調査研究」中間報告書
- 東北活性化研究センター(2013)「幸福度の定量化に関する調査研究」報告書
- OECD(編著)(2016)西村美由起(訳)「OECD幸福度白書3」明石出版
- United Nations「World Happiness Report 2017」(<http://worldhappiness.report/ed/2017/>) (2017年3月20日更新、2017年12月11日アクセス)
- 内閣府「幸福度に関する研究会報告—幸福度指標試案—」(<http://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/koufukudo.html>) (2011年12月5日更新、2017年12月11日アクセス)
- 福井県「ふるさと希望指数(LHI)研究プロジェクトの成果の公表について」(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/furusatotijinetto/lhi.html>) (2012年3月30日更新、2017年12月11日アクセス)
- 富山県「とやま幸福度関連指標について」(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1002/hyouka/28hyouka/28koufukudo/28koufukudo.htm>) (2017年4月更新、2017年12月11日アクセス)
- 京都府「京都指標」(<http://www.pref.kyoto.jp/kyotoindex/>) (2017年9月更新、2017年12月11日アクセス)
- 三重県「みえ県民力ビジョン等(みえ県民力ビジョン、行動計画、三重県経営方針、三重県国土強靱化地域計画)」(<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/>) (2017年10月更新、2017年12月11日アクセス)
- 熊本県「県民幸福量の指標化」([http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?cid=3&class\\_set\\_id=1&class\\_id=2064](http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?cid=3&class_set_id=1&class_id=2064)) (2017年10月13日更新、2017年12月11日アクセス)
- 千田俊樹・玉村雅敏(2011)「市民の幸福度(NPH: Net Personal Happiness)評価に基づく、生活者起点の公共経営」([http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10205551/www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/toshi\\_ken/theme.files/houkokusyo2010\\_7.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10205551/www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/toshi_ken/theme.files/houkokusyo2010_7.pdf)) (2014年4月1日更新、2017年12月11日アクセス)
- 荒川区自治総合研究所「荒川区民総幸福度(Gross Arakawa Happiness: GAH)」([http://rilac.or.jp/?page\\_id=307](http://rilac.or.jp/?page_id=307)) (2017年8月18日更新、2017年12月11日アクセス)
- 滝沢市「第1次滝沢市総合計画(基本構想)「幸福感を育む市民の取り組み事例集」」(<http://www.city.takizawa.iwate.jp/var/rev0/0067/0923/kouhuku.pdf>)
- 一般財団法人日本総合研究所(2016)「全47都道府県幸福度ランキング 2016年版」(東洋経済新報社)
- 朝日新聞出版(2015)「民力2015 2014-2015」朝日新聞出版

# 中間支援組織「いちのせき市民活動センター」による 地域コミュニティ支援について

部長(特命担当) 宮曾根 隆

## 1. はじめに

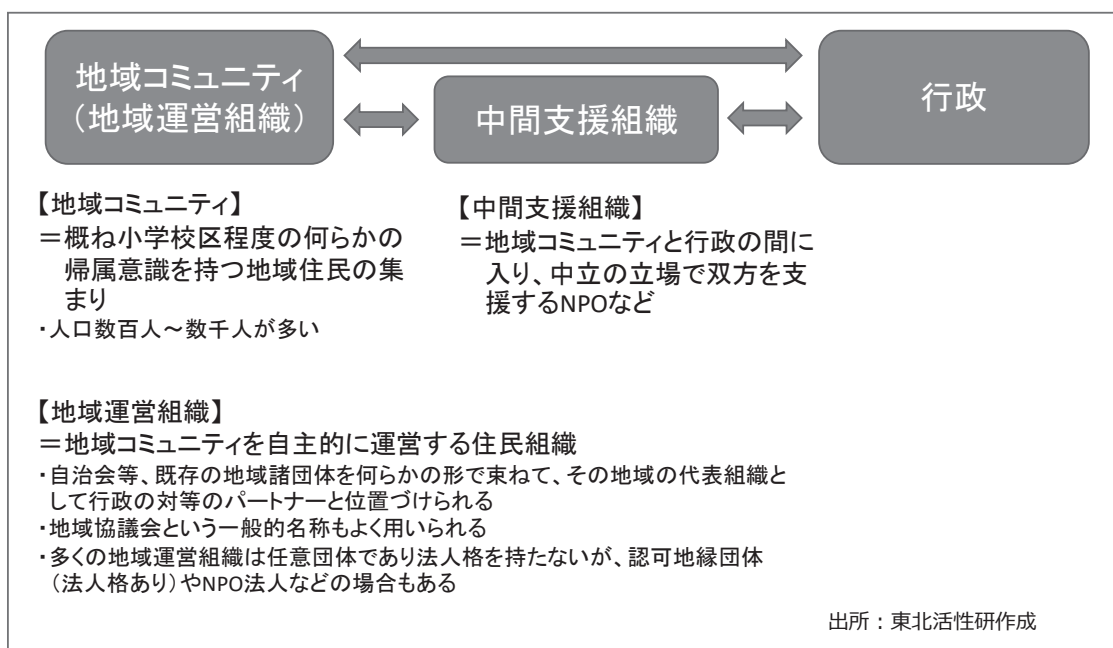
当センターは2016年3月『人口減少時代の地域コミュニティに関する調査研究報告書』を公表し(HP開示)、地域コミュニティの自立的・持続的組織運営方策を提言した。同年12月には『地域コミュニティ経営ガイド～NPO法人「きらりよしじまネットワーク」の設立と運営』を刊行し(非売品、HPでも開示)、全国的にもトップクラスの地域運営組織の事例(山形県川西町吉島地区)を初めて詳細に紹介した。

それらを受けて当センターでは、今年度は地域コミュニティ(地域運営組織)と行政の間に

立って中立的な立場から地域コミュニティを支援する「中間支援組織」に焦点を当てた調査研究を設定している。それは地域コミュニティが行政と対等に協働するためには、この「中間支援」が重要とされているからである。本稿では中間支援組織の優良事例と言われる「いちのせき市民活動センター」(岩手県一関市)の活動を紹介する。(注:本稿の作成に当たっては、いちのせき市民活動センターならびにNPO法人いわてNPO-NETサポートの協力を得た。)

本論の前に、図表1により、関係するいくつかの用語について本稿での定義と相互の関係を示す。

図表1 地域コミュニティ、地域運営組織、中間支援組織の本稿における定義





## 2. 中間支援組織の定義と類型

前頁で東北活性研のシンプルな定義を示したが、地域運営組織と行政との関わり以外にも多様な機能を含めた定義もあるので、以下、内閣府の過去の報告書等にある定義を2つ示す。

- ・「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」(内閣府「平成13年度中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」)
- ・「市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々

な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織である」(内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」平成23年12月)

次に中間支援組織の類型として、図表2に、対象とするエリア(縦軸)と運営形態・財源(横軸)の二軸で分類したものを示す。このように、中間支援組織は多様であり、地域運営組織との関係も、自治体独自の中間支援の有無や運営形態の違いにより、大きく異なる。

図表2 中間支援組織の類型

	行政直営	指定管理 施設管理委託	事業委託	民間財源 (自主財源等)
基礎 自治体	・気仙沼市民活動支援センター	・仙台市民活動サポートセンター(指定管理) ・多賀城市市民活動サポートセンター(施設管理委託)	・いちのせき市民活動センター ・きたかみ市民活動情報センター	・陸前高田まちづくり協働センター ・ISHINOMAKI2.0(宮城県)
広域・ 県域	・NPO・ボランティアサロンぐんま	・みやぎNPOプラザ(指定管理) ・岩手県NPO活動交流センター(施設管理委託)	・南部市民活動サポートセンター(秋田県)	・おきたまネットワークサポートセンター(山形県) ・あおもりNPOサポートセンター

出所：NPO法人 いわてNPO-NETサポート 作成

### 3. 一関市の概要と地域協働の仕組み

#### (1) 一関市の概要

一関市は、平成17年に旧一関市と1市4町2村が、平成23年に1町が、それぞれ合併して、現在に至っている。岩手県の最南端に位置し、県内第二の人口・面積を擁する。主要な市勢データは図表3のとおりである。

#### (2) 地域協働と地域協働体 (= 地域運営組織)

一関市地域協働推進計画(平成26年策定)において、『地域協働』とは、「地域の自治会(民区、町内会、集落公民館等を含む。以下同じ。)、消防団やPTAなど各種団体、市民、民間事業者(企業)等の多様な主体が、一定の地域において互いに、又は行政と、地域の特性や課題などを共有した上で、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりを進めること。」と定義されている。

「地域協働体」は、地域代表であり、行政とのメインパートナーとして、まちづくりを担う住

民組織である。地域協働体は、概ね公民館区を単位とし、市内33地区で設立されている。地域協働体の概要は図表4の通りである。

なお、地域協働体は自治会などの上部組織ではなく、円卓会議の性格とされる。

#### (3) いちのせき市民活動センター

地域協働を推進するための市独自の取り組みが「いちのせき市民活動センター」事業である。(注：市の内部組織の名称でなく、事業の名称である。)これが前述の通り、中間支援組織(行政と地域協働体の中間にあつて、中立の立場で協働を支援する)に当たる。同センターは市中心部の複合施設に拠点をもち、千厩サテライトと2拠点で一関市の地域づくりを支援している。

現在、一関市は、この事業を特定非営利活動法人(NPO法人)レスパイトハウス・ハンズに委託している。同法人の6名が同法人からは独立した形で市民活動センターを運営している。

図表3 一関市の概要



図表4 一関市の「地域協働体」(地域運営組織)



出所：一関市地域協働推進計画(概要版)より、一部改変

## 4. 市民活動センターの地域協働体への支援の全体像

市民活動センターは、地域コミュニティの状況を図表5のように4つのフェーズ（意識醸成期、想い醸成期、行動推進期、基盤構築期）に分け、それぞれのフェーズごとに支援内容、体制を変えている。

以下、フェーズごとに用語などを解説する。（次ページ以降、各フェーズを詳述。）

### (1) 意識醸成期

地域協働体の設立に当たっては、行政と中間支援組織による「チーム会議」が組織される。「設立準備会」とは、のちの地域協働体の役員候補者（キーパーソン）による会議体である。設立準備の過程で地域協働に向けた住民意識が醸成される。

### (2) 想い醸成期

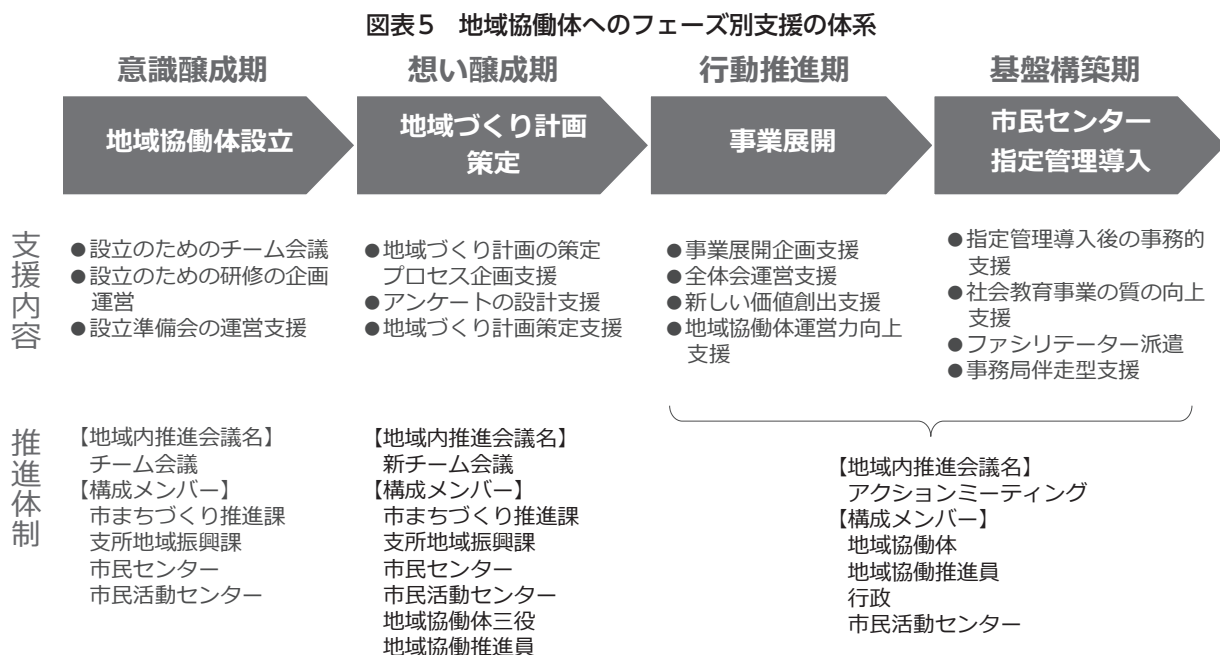
「地域づくり計画」は、将来像（10年先）、課題と解決の方向性、および具体的な事業計画（3～5年）から成る。予算は設定しておらず、行動指針という位置付けである。計画策定は住民

の「想い」を成文化する作業と言える。「地域協働推進員」とは地域協働体の事務局業務を担う市の非常勤職員である。

### (3) 行動推進期、基盤構築期

地域づくり計画が策定されると次は実際の行動（アクション）を推進するフェーズである。このフェーズでは推進体制も「アクションミーティング」と名前を変えてギアチェンジを図る。「全体会」とは地域協働体の会員全員が出席できる会合（年1回の総会のほかに開催される）である。

実際の行動の成果が出始めると、次は基盤構築期と称して、地域協働体が市民センター（旧地区公民館）の指定管理者となることを目指す。指定管理とは、ここでは、市が市民センターを所有するが、運営を地域協働体に委任すること（公設民営）である。指定管理者となると、数名の人件費を含む指定管理料が生じるので、人的、財務的に安定する。



出所：いちのせき市民活動センター事業紹介を東北活性研修所



## 5. 「意識醸成期」の支援～地域協働体設立

### (1) チーム会議

意識醸成期では、住民・自治会・各種団体が地域協働体の設立の意義（必要性）を理解することからスタートする。そのため、まず、まちづくり推進課、支所の地域振興課、市民センター（以上行政）と市民活動センター（中間支援組織）で構成される「チーム会議」が、地域のキーパーソン（図表6の「設立準備会」のメンバー候補であり、その後の地域協働体の役員候補）を洗い出し、設立に向けた進め方を設計する。

### (2) 設立のための研修会の企画運営

次にチーム会議で洗い出したキーパーソンに対して、地域協働の必要性・社会背景を理解していただく研修（講演会）を実施する。

研修においては、はじめに一関市が協働推進計画や地域協働体の位置づけを、市民活動センターが社会背景等の必要性を、それぞれ説明する。市が必要性を説明すると画一的になりがちで住民の理解が得られにくい傾向があるが、市

民活動センターはその地区特性に応じた説明ができる。

その後、市民活動センターがコーディネーターとなり、地域課題出しのワークショップ（おためしワークショップ）を実施する。

### (3) 設立準備会の運営

地域協働体の意義を共有した後、設立準備会を立ち上げる。チーム会議が地域特性に応じて、進め方、内容を協議し、丁寧に進めていく。会合の持ち方はおおむね以下の通りである。

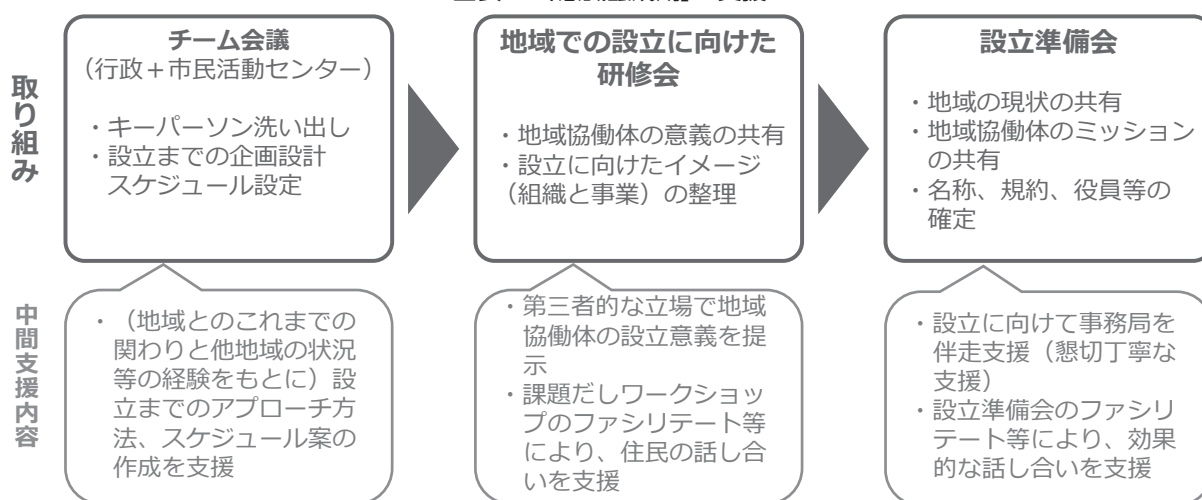
**第1回** まちづくり推進課が規約案のフォーマットを提示

**第2回** 地域協働体の名称の検討／地域内組織（自治会・各種団体）との関係（位置づけ）の整理／構成メンバーの確定

**第3回** 位置付けの整理をもとに規約案の修正／設立後のスケジュールの確認

**第4回** 設立総会資料の確認

図表6 「意識醸成期」の支援



出所：NPO法人 いわてNPO-NETサポート 作成を東北活性研修正

## 6. 「想い醸成期」の支援～地域づくり計画策定～

### (1) 地域づくり計画の策定プロセス企画

想い醸成期は、住民が地域の目指すべき将来像をイメージし、それを実現するために必要な計画を策定するフェーズである。ここでは、多様な策定メンバーが自由に議論できることが大切であり、多くの住民が参加するプロセスを企画する。

このフェーズでは、従来のチーム会議メンバーと地域協働体会長、副会長、地域協働推進員が「新チーム会議」を組織する。この会議で、策定プロセスや、各ワークショップの内容等を検討する。

### (2) 地域づくりアンケート

多くの住民参加を実現するため、地域の現状に関する全戸アンケート（20歳以下・20歳～60歳・60歳以上の3年代別）を実施する。詳しい状況を理解するために記述式としている。

### (3) 地域づくり計画ワークショップ

基本的に全てのワークショップにおいて市民活動センターがコーディネート（調整）やファ

シリテート（司会進行）を担う。各回の内容はおおむね次の通り。

**1回目** 地域づくりの必要性和アンケート結果の共有→策定メンバーが地域住民の思いを託されているという状況をつくる

**2回目** 地域の夢語り→目指すべき将来像に関するキャッチフレーズを作成し、それを地域ビジョンにする（この段階では複数）

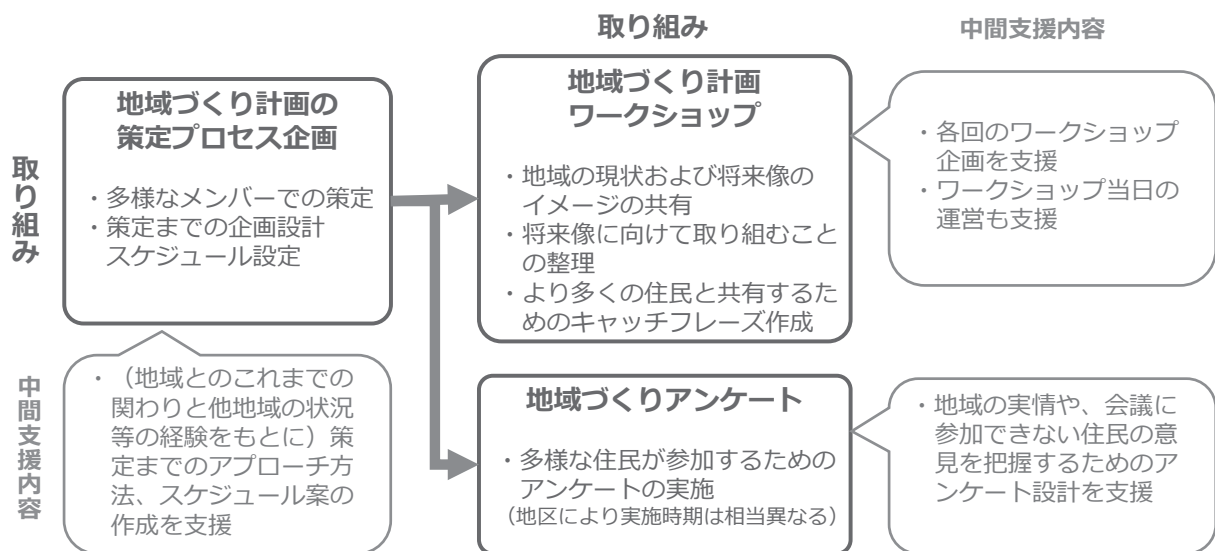
**3回目** 地域課題を共有→目指すべき将来像に向けて、現状、解決しなければならないことを共有する

**4回目** こんなことができたらいいなを考える（1回目）→地域課題を6～7本のテーマに整理し、テーマ別分科会で2回にわたって議論

**5回目** こんなことができたらいいなを考える（2回目）→キャッチフレーズの投票により目指すべき将来像が明確になり、取り組むべき項目にも魂が込められる

**6回目** 地域づくり計画素案の確認

図表7 「想い醸成期」の支援



出所：NPO法人 いわてNPO-NETサポート 作成を東北活性研修正

## 7. 「行動推進期」の支援～事業展開～

### (1) 基本的な考え方

行動推進期は、地域づくり計画を策定後、目指すべき将来像に向けて、具体的な活動を進めていくフェーズである。

その際に必要な視点は、既に地域づくりを担う様々な組織(自治会・各種団体)が存在する中で、新しく設立された地域代表である地域協働体がどのような立場で、どのような価値を生み出すかを示すことである。中間支援組織は、そのような支援を常に意識している。

### (2) 全体会の運営

市民活動センターは地域協働体の構成メンバーによる全体会(毎月～隔月)のファシリテートを担当。全体会では、これから取り組むべき課題の明確化、課題解決に向けた役割分担、事業実施後のふりかえりを行う。専門部会(地域協働体の内部組織)や他団体(自治会など)との役割分担(地域協働体固有の役割)を常に確認する。全体会のファシリテートの前には、三役会と事前協議を行い、会議の到達点の確認など

を行う。

### (3) 専門部会における事業展開企画

多くの地域協働体は専門部会を設置する。市民活動センターは、それぞれの部会で事業の展開がスムーズに進められるような会議の設計や事業展開の方向性の検討について、事務局(地域協働体全体の事務局が部会の事務局でもある)の支援を行う。

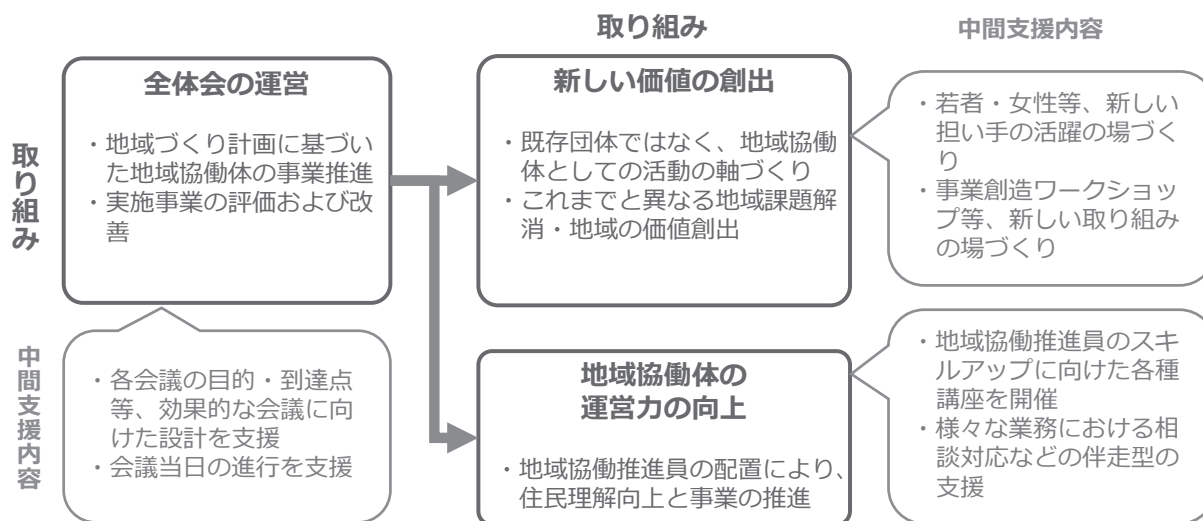
### (4) 新しい価値の創出

市民活動センターは、既存の地域内組織ができなかった新しい価値の創造に資する支援を行う。具体的には、まちづくりポスト(後述する川崎地区での住民の要望・意見収集)など、運営がマンネリしないような企画である。

### (5) 地域協働体の運営力の向上

市民活動センターは地域協働体のための税務講座、ファシリテーション講座等、具体的な運営手法の研修を提供する。また、地域協働推進員の活動支援など事務局体制充実にに向けた伴走型の支援を行う。

図表8 「行動推進期」の支援



出所：NPO法人 いわてNPO-NETサポート 作成を東北活性研修正



## 8. 「基盤構築期」の支援～市民センター指定管理化～

### (1) 市民センター指定管理化の意義

基盤構築期は地域協働体が持続可能な活動を行える体制を構築するフェーズである。

その中でも最も大きな影響があるのは、地域協働体が各地区で社会教育と地域づくり推進の役割を担う公共施設である「市民センター」の指定管理者となることである。

市民センターは平成27年に公民館（教育委員会管轄の社会教育機関）が地域づくり機能を付加して市長部局に移行されたものである。多くの地区で現在も市職員が業務にあたっているが、市は地域協働体による指定管理が望ましいとしている。

市民センターは、指定管理者である地域協働体の常駐事務局員数名により運営される。したがって、地域協働体は活動拠点と以前より多い常駐事務局員を得ることになり、持続可能な活動ができることとなる。

### (2) 指定管理前後の支援

市民活動センターは、指定管理導入に向けた検討プロセス、指定管理導入後の予算管理、労

務管理（雇用手続き等）といった事務的事項、さらには、これまで市が担っていた社会教育の推進など、市民センターの活動そのものがより機能するための支援を担う。

### (3) 地域協働体の地域内中間支援機能

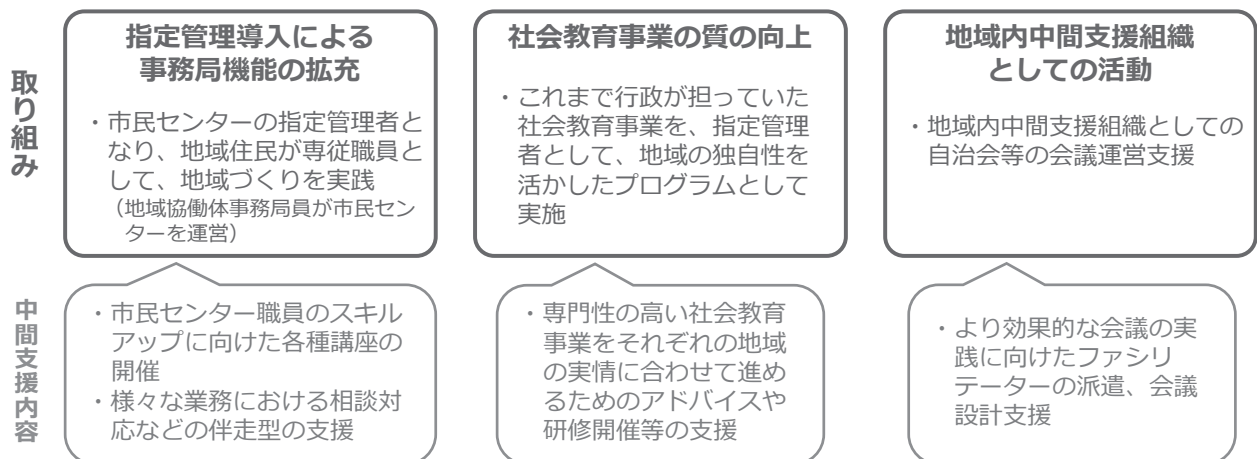
地域協働体は地域内組織（自治会・各種団体）の中間支援機関でもある。市民活動センターは、市民センター主催のワークショップ、研修会へ依頼に応じてファシリテーターを派遣する。

### (4) 事務局伴走型支援

市民活動センターのスタッフは、定期ヒアリングなどを通して、地域協働体事務局と継続的な接点をつくり、コミュニケーションを密にしている。そのことにより各地域協働体の課題を理解し、必要に応じたきめ細かい支援につなげている。

次ページ以降、中間支援を受けた「川崎地区」の現況と実際の支援経緯（「意識醸成期」と「想い醸成期」）を詳述する。

図表9 「基盤構築期」の支援



出所：NPO法人 いわてNPO-NETサポート 作成を東北活性研修正

## 9. 「川崎地区」の地域協働体の現況

### (1) 川崎地区概要

川崎地区は1,307世帯、人口3,742人(平成29年3月31日 住民基本台帳)の中山間地域である。「川崎まちづくり協議会」と称する地域協働体は市民活動センターの支援前に、平成21年から設立準備に入り、平成23年2月に設立された。(以下、協議会、または、まち協。)

### (2) 組織体制

協議会の概略は図表10の通りである。役員(多くの地域協働体では理事)は議員と呼ばれ、自治会・各種団体の長などの充て職でなく、会員(40名程度)から個人として選出される。個人参加であることにより、団体の長の交代があっても、議論の継続性が担保されている。

協議会は、原則として次項(3)で述べる活動以外、個別事業を持たない。個別事業は協議会の策定する地域づくり計画(「川崎まちづくりビジョン」と呼ぶ)に基づき自治会・各種団体が実行する。ただし、協議会で決定した地域づくり

計画や議論の結果をくみ取るかどうかは、それぞれの団体の自主的判断に委ねられている。

### (3) 現在の主な取り組み

#### ① まちづくりポスト

住民からの意見・要望を収集するため5カ所に設置される。意見・要望は役員、事務局の議論を経て、住民にフィードバックされ、市への要望となる場合もある。

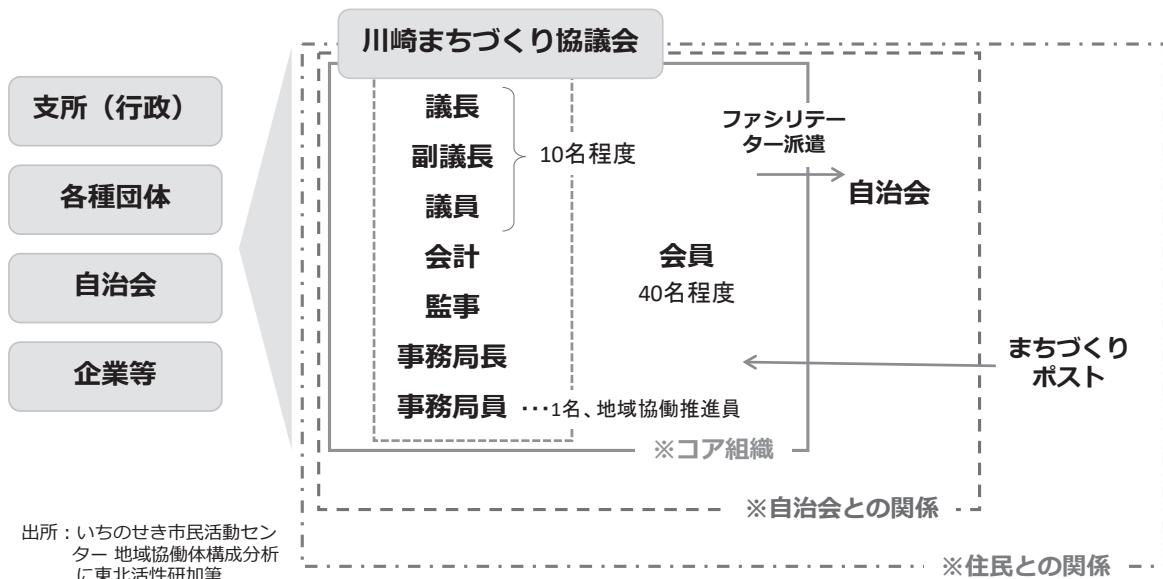
#### ② 情報発信

「会員向け」「自治会長向け」「一般住民向け」の3種類の広報誌(名称はすべて「かわちゃんアンテナ」)を作成し、地域づくり計画、地域課題、協議会の活動などを発信している。

#### ③ ファシリテーターの養成・派遣

地域づくり計画策定後は、会員(地域住民)が市民活動センターのファシリテーター講座へ継続的に参加し、自治会・各種団体への派遣ファシリテーターができるボランティア人材が育っている。

図表10 川崎まちづくり協議会(地域協働体)の概要



## 10. 「川崎地区」支援前および意識醸成期

川崎地区は、市民活動センターの支援前に協議会が設立されている。支援前とその後の「意識醸成期」に当たる経緯は図表11、図表12の通りである。

当時の支援に関する主なコメントは次の通りである。

### (1) 市民活動センターの協力内容と地域づくり計画について関係者の理解醸成・調整

まず、市民活動センターの協力内容を住民・行政双方に理解してもらう。そのことによって、その後の連携がスムーズになる。

次に、チーム会議を編成し、行政と市民活動センターが共同で協議会の活動推進に向けた支援を実施する。地域づくり計画の策定期間、地域協働推進員の配置の有無、将来的な市民センターの指定管理導入など、中長期的なおおよそ

の方向性を確認し、地域づくり計画に盛り込む内容のイメージを共有する。

### (2) 地域づくり計画の策定準備

議員や事務局と一緒に、地域づくり計画の検討メンバーおよび検討スケジュールについて話し合い、策定に向けた具体的な実施イメージを固める。地域づくり計画の必要性（の伝え方）に関する勉強会を実施する。

### (3) 多様な参加者の確保に向けた関係機関への働きかけ

地域づくり計画の策定におけるステークホルダー（各種団体等）を整理し、地域づくり計画がそれぞれのステークホルダーの主体的な活動と相反するものではなく、それぞれの活動を補完するものであることを共有する支援（広報発信や説明会の実施支援）を行う。

図表11 川崎地区 支援前経緯

出所：NPO 法人いわて NPO - NET サポート作成を東北活性研修正

年月日	会議名	内容
2009/11		いちのせき元気な地域づくり事業の事業選定に関して、15団体で地域事業に関する協議を実施
2010/3		第5回懇談会で平成22年度事業計画を確定、23年度も引き続き、懇談会を開催
2010/6	事務局会議	懇談会での意見交換の際に広く住民が目標を共有し、参画する必要性を共有し、新たな組織を作ること、その会の発起人5名を選出。設立発起人会の設立
2010/7/6 ～ 2011/2/23	発起人会 (5回)	新たな組織の方向性と今後の進め方、組織設立関係書類、発起人代表および総会日時、入会状況の確認と総会の進め方
2011/3/1	設立総会	川崎まちづくり協議会の規約、役員、初年度事業計画等が承認され、協議会が発足

図表12 川崎地区「意識醸成期」経緯

出所：NPO 法人いわて NPO - NET サポート作成を東北活性研修正

2011/4/26	チーム会議 準備会	・協議会の地域づくり計画（川崎まちづくりビジョン）策定の方向性といちのせき元気な地域づくり事業の確認 ・いちのせき市民活動センターとの連携に関して協議し、計画策定について協力を依頼
2011/5/12	チーム会議	チーム会議（支所長、公民館長、副館長）で今後の協議会の活動の方向性を確認
2011/6/27	臨時総会	川崎まちづくり協議会全体会・臨時総会（全体会は議会が会員の意見や要望を求めするために開催）平成24年10月までに地域づくり計画を策定するためのスケジュールおよび内容を共有
2011/7/12	議会	地域づくり計画策定の基本的な考え方の整理 ・平成25年度の事業予算に反映させるために平成24年10月までに策定 ・概ね10年の目標年度で夢を盛り込む (議会は総会に付議すべき事項を決定し、総会で議決した事項を執行する)



## 11. 「川崎地区」想い醸成期

「想い醸成期」(図表13)における当時の支援に関する主なコメントは次の通りである。

### (1) ワークショップ全体の設計

ワークショップの設計を行う事務局に対して、到達点の確認や各回の具体的なストーリーづくり、場の設定方法などの技術的支援を行う。

### (2) ワークショップのファシリテート

各回のワークショップにファシリテーターとして参加し、議論の深化を支援する。その際、参加者、事務局に建設的な議論のためのノウハウが蓄積するように「会議の技法」も学べる内容にしている。

また、参加者の視点が固定化しないように、多様な視点を意識したファシリテートを行う。

### (3) ワークショップの結果共有と運営改善

事務局が行う、毎回のワークショップの成果

物の取りまとめ、地域内での共有について、整理方法・発信方法についてアドバイスをを行う。さらに、次のワークショップの改善点を整理する。このプロセスを経ることで事務局のスキル向上につなげる。

### (4) 多様な住民が参加するためのアンケート設計

多様な世代が参加するためのポイントは、「世帯ではなく個人を対象にすることで子どもや高齢者の意見を反映させる」「自由回答を多くし、生の声を大切にする」の2点である。

また、アンケート結果を全体会、議会へフィードバックするために、データを整理し、結果をわかりやすく策定メンバーや地域住民に伝えるための支援を行う。

図表13 川崎地区「想い醸成期」経緯

出所：NPO 法人いわて NPO - NET サポート作成を東北活性研修正

年月日	会議名	内容
2011/11/15	全体会	まちづくりビジョンを考える① 協議会がビジョンを示し、地域の人たちを引っ張っていく場であること共有→目指すべきまちに向けた夢語りを実施(ここのビジョンは将来像という意味)
2011/12/14	全体会	まちづくりビジョンを考える② ビジョンの趣旨や基本理念につなげるための具体的な内容を共有
2012/2/1	全体会	まちづくりビジョンを考える③ 6つの分野ごとのありたい姿を言語化
2012/2/15	議会	全体会で出された文章表現を精査→手作り感のある、シンプルでわかりやすいものへ
2012/2/23	児童生徒向けアンケート	自由回答形式でまちの未来の姿、自慢できること、そのためのアイデアを質問
2012/3/6	全体会	まちづくりビジョンを考える④ 川崎の課題を発見する→目指すべきビジョンと現状の差から、ビジョン実現に向け、何が必要かを考える→住民と行政の対話ができる関係ができていないことを確認
2012/4/17	全体会	事業計画を描く①・② ~ビジョンを現実に近づけるために~ 6つのテーマを2日間×3テーマに分け、ビジョンに向けて実施することを短・中・長期に分け、誰がどのように関わるのかを整理
2012/5/20		
2012/6/24	全体会	事業計画を描く③・④ ~より具体的な事業検討~ 6つのテーマを2日間×3テーマに分け、前回策定した事業計画の方向性について文章形式でより具体的な事業計画を明確化
2012/7/12		
2012/7/19	議会	全体会で提案された事業を、短期、中期、長期で誰が担うのかを整理
2012/8/9	全体会	事業計画を描く⑤ これまでの事業計画(実施内容、時期、役割)の確認、修正
2012/9/26	全体会	ビジョン策定① 事業計画をもとに川崎まちづくりビジョンの骨子確定(ここのビジョンは地域づくり計画の意味。川崎地区では「川崎まちづくりビジョン」と呼ぶ)
2012/10/24	全体会	ビジョン策定② 骨子作成意見を踏まえたビジョン作成
2012/11/19	全体会	ビジョン策定③ 前回出された意見に基づき、ビジョン修正
2012/12/17	全体会	ビジョン案の最終確認、およびアンケート調査(住民がビジョン案を評価し意見を出す)の実施を決定
2013/2/26	全体会	アンケート結果を共有し、ビジョン案へ反映
2013/3/13	全体会	アンケート結果および前回の意見交換の内容をもとにビジョン案の最終確定
2013/5/31	全体会	今年度の進め方、重点的に話し合う項目を確定

## 12. 市民活動センターの人材育成

### (1) OJT (On-the-Job Training)

#### ① まちづくりコーディネーター養成講座

市民活動センターは、まちづくりの推進に関する基本的な事項(市民活動を取り巻く環境、ファシリテーション、広報等)に関する1シリーズ4回構成の講座を開催している。この講座では、市民活動センターのスタッフがそれぞれの得意な分野の講師を務めている。このことは、現状の知識の整理のみならず、プレゼン能力の向上にもつながる。さらに、講座後のふりかえりを丁寧に行い、スキルアップにつなげている。

#### ② 地域づくりガイド「+ NOTE」発行

平成29年3月に、市民活動センターのこれまでの様々な活動で培ってきたノウハウをまとめた冊子「+ NOTE」を発行した。この冊子は、「地域づくり」「ファシリテーション」「組織形成」「資金獲得」「予算管理」など、市民活動の実践に必要な事項を整理したものである。

作成にあたっては、市民活動センタースタッフが分担して執筆し、これまでの知識と経験の整理を行っている。さらに、その内容を確認し合うことが、各人知識や経験の共有化と支援能力の向上に結びつく。

### (2) スタッフミーティング

市民活動センターでは、月1回、スタッフミーティングを行っている。これは、「情報共有」というよりは「支援能力の向上」を目的にしている。そのため、毎回テーマを設定し、それぞれの意見を出し合い、学びあう形式をとっている。この「学びあい」の姿勢がスタッフの能力向上に大きな影響を与えている。

### (3) 今後の展望

それぞれのスタッフが、その能力に見合う報

酬を得るためには、市民活動センター事業の受託を基準人員より少ない人数でこなすことや同事業以外での収入を得ることが必要である。

実際、各人のスキルアップにより基準人員よりも少ない人員配置となっている。また、様々な有料講座の開催や書籍の販売など、新規の収入源を増やしている。

よりよい仕事をして、それが報酬に結び付くという環境は今後のスタッフのキャリアアップを促進すると考えられる。

## 13. まとめ

最後に、いちのせき市民活動センターの事例の優れていると思われる点を整理してまとめとする。

- ・市が拠点と予算を確保し、一定人数のスタッフが常駐できる体制となっている。
- ・市の事業ではあるが、完全独立運営により住民組織に対して中立的な支援ができる。
- ・住民組織のフェーズに合わせた支援が体系化されており、しかも、画一的でない。
- ・スタッフの人材育成とキャリアアップの仕組みが考えられている。

(取材ノート 以上)

\*\*\*\*\*

### 関連フォーラムのお知らせ

2月15日、東北活性研は東北学院大学地域共生推進機構と共同で「地域コミュニティの支援体制を考えるフォーラム」を仙台市にて開催します。高崎経済大学の櫻井常矢教授の講演のほか、本稿の事例および山形県の間支援の取り組みの紹介があります。

詳細はURL [www.kasseiken.jp](http://www.kasseiken.jp)の「セミナー講演会」をご覧ください。

# 青森から広がるめくるめく黒にんにくの世界 ～青森県黒にんにく協会のブランド化の取り組み～

調査研究部 主任研究員 伊藤 孝子

## はじめに

今、全国において地域ブランドへの注目が高まっている。2006年には地域団体商標制度、2015年からは地理的表示(GI)保護制度が始まり、国も地域ブランドの育成と保護に積極的に乗り出している。地域ブランドの構築に取り組む地域が多くみられる中、本誌では青森県黒にんにく協会によるブランド化の取り組みを紹介したい。

## 1 黒にんにくの始まり

### 1.1 青森県におけるにんにく生産量

青森県のにんにくは粒が大きく<sup>1</sup>、味も優れており、その品質は国内で高く評価されている。2016年の出荷量も10,100tと、全国の70%という圧倒的なシェアを誇っている。

青森県で生産されるにんにくは寒冷地栽培に適した品種であり、青森の厳しい冬の寒さの中、雪の積もった土の中で冬眠し、じっくり糖분을蓄え、そして、春の訪れとともに雪解け水を吸収して一気に成長することで、糖度が高く、実の引き締まったにんにくに育つ。

しかし、そうして生産されるにんにくは高値

で取引される規格品だけでなく、「<sup>すそもの</sup>裾物」といわれる規格外品もある。有数の産地であるがゆえ、初物が出回れば、加工しきれず売れ残った裾物を大量に廃棄しなければならないという課題があった。

### 1.2 黒にんにくの発祥

黒にんにくとは、乾燥させた生にんにくを高温高湿の状況下で1ヶ月程度熟成させて作られたものである。その名のとおり黒色であり、にんにく特有の臭みもほとんどない。フルーティーな甘酸っぱさが特徴的である。

黒にんにくは1998年に三重県で発祥したとされており、三重県の加工業者を中心に製造販売されていたが、量産化に伴い原料に中国産を使用した黒にんにくが多く出回るようになった。青森県への展開は三重県の業者が日本一のにんにく生産量を誇る青森県のにんにく生産者に声をかけたことがきっかけといわれている。

### 1.3 柏崎青果と黒にんにくの出会い

青森県おいらせ町にある農業生産法人「有限会社 柏崎青果」は代表取締役の柏崎進一氏が1991年に創業し、青森県の特産品(長芋、にんにく、ごぼう、大根)の加工・販売を行う。「モッ

1 青森県で生産されるにんにくは、世界的に流通する中国産にみられるような多片種ではなく、6片種で、粒が大きいという特徴がある。



タイナイ」を企業精神に掲げることから、規格外の農産物や一次加工の際に出る裾物を利用した商品開発・販売を積極的に展開し、特に独自製法による無添加の乾燥野菜に力を入れている。

柏崎氏も主力商品であるにんにくの裾物を加工にまわし、可能な限りの商品化を図っていたが、規格外であるがゆえに質が高いにもかかわらず、大量に廃棄されるにんにくに心を痛めていた。そんな中、2006年柏崎氏は地方紙に掲載されたあるニュースに希望を見出した。それは、弘前大学の佐々木甚一教授(当時)の研究によって、黒にんにくに抗がん作用が認められたという。柏崎氏は廃棄されるにんにくを減らすために、黒にんにくの製造を志すこととなる。

しかし、肝心の製造方法がわからなかった。そこで青森県中小企業団体中央会(以下、「中央会」という)に相談したところ、中央会もその記事を見て、黒にんにくが県の産業活性化の一翼を担うのではないかと期待していたという。そして、同社と中央会、中央会が相談を持ちかけた八戸市で運送業を営む「東北商運(株)」の3団体が集まり、黒にんにくの製造を目指した。

何から手をつけたらよいかわからず、まずは研究を行った佐々木教授にコンタクトをとることにした。しかし、佐々木教授も製造方法が分からず、佐々木教授を交えて、勉強会を開催し、製造法の解明から始めることとなった。

#### 1.4 黒にんにくの商品化と市場への拡がり

柏崎青果は勉強会を通じて試行錯誤を繰り返しながらもいよいよ黒にんにくの商品化に漕ぎ付け、2007年1月に販売を開始した。それとは別に東北商運(株)も商品開発を行い、子会社「(株)スパンライフ」から製造販売を開始した。さら

に、県内では2社以外でも、多くの企業が苦心しながら黒にんにくの商品化に成功。青森県における黒にんにく市場が開かれ始めていた。

しかしながら、青森県はにんにく生産量No.1を誇っても、黒にんにくに関しては後発参入のため、市場に出しても知名度が低い。今後、市場が拡大するにつれて、価格競争になれば、海外産の安価なにんにくを原料とした黒にんにくに負けてしまう恐れがある。市場が確立する前に、裾物であっても質の高い県産にんにくで製造した黒にんにくを国内外に知ってもらい、品質を認めてもらうことが重要だと考えた。

そこで、中央会は「地域資源活用促進法」の支援事業を活用し、黒にんにくをPRするとともに県内の加工業者が連携する団体の構築に取り組むこととした。加工業者やにんにく生産者が参加し、佐々木教授などの研究者による講演と計14回もの話し合いを重ねて、より具体的な取組みに繋げていった。組織化に向けた協議の末、2008年5月20日、柏崎青果をはじめとした9社が会員となり任意団体「青森県黒にんにく協会」(以下、「協会」という)が発足した。なお、会長を柏崎氏が務め、中央会が事務局となった。キャッチコピーを「96+229 = Power !」<sup>クロ ミンニク</sup>として、青森県内の加工業者が青森県産にんにくを使用して製造する「安心・安全」の黒にんにくなどの加工品の普及促進を図る活動が始まった。

2011年には青森県で生産される黒にんにくの年間売上げは10億円に達した。その販路は国内だけでなく海外へも拡がっていた。そうした動向を受けて、協会は2012年7月に黒にんにくの発展を青森県全体の取組みとしていくべく、加工業者をはじめとした関係者の連携とさらなる普及を図るために「第1回黒にんにくセ

ミナー」を青森市で開催した。また、このセミナーの開催がきっかけとなり、県内の公益財団法人の支援事業に採択され、2013年、次なるステップである「青森の黒にんにく」のブランド化に取り組むこととなった。

## 2 黒にんにく世界進出

柏崎青果の黒にんにくは2009年にスイスの高級百貨店で試食販売を行い、消費者の好評が得られたことから輸出を開始することになる。また同年、世界一予約の取れないスペインのレストラン「エル・ブジ」(2011年閉店)に黒にんにくを提供し、黒にんにくの魅力が世界に発信された。

さらに、フランスでの見本市への出展がきっかけとなり、2013年全米に400店舗を展開する大手オーガニックスーパーとの取引を開始する。取引開始に伴い、スーパーからは同一サイズ12万袋のPB(プライベート)商品の納入という破格の注文を受けるが、高品質を維持したまま物量をこなして、その要望に応えた。

2015年1月には、イギリスのレストラン情報誌によるランキング「世界のベストレストラン」で幾度も1位を獲得したデンマークのレストラン「ノーマ」の期間限定の東京店で黒にんにくが提供された。

海外の健康食品へのニーズの高まりとともに、海外の著名なシェフからも食材としての新規性が注目されており、EU、アメリカ、台湾、ベトナムなど約25カ国へも輸出を行っている。

もともと柏崎青果では1995年頃からの長芋

をはじめ、様々な商品の輸出に積極的に取り組んでいた。黒にんにくの輸出について柏崎氏は「他の商品は説明しなくても売れるが、黒にんにくは説明しなければ売れず、売りづらい。しかし、黒にんにくを売らなければ面白くない」と語り、輸出のけん引役に黒にんにくを位置付けている。

## 3 青森の黒にんにくブランド化

### 3.1 地域団体商標の取得

2013年、「青森の黒にんにく」のブランド化にあたり地域団体商標<sup>2</sup>の登録を目指し、各関係団体の協力を得ながら、勉強会を開催し、ブランド化に必要な知識を学ぶこととなった。そして、2013年9月6日に商標を出願(2015年7月に登録)するとともに協会を協同組合として法人化した。

ブランド化に伴い作成した統一ロゴを貼付した参加企業の黒にんにくが共同出荷を開始した。しかし、消費者に認められるブランドを構築するためには、品質や安全性、信用度の維持・向上を図ることが重要であり、さらに参加企業

図1:「青森の黒にんにく」ロゴ



出所:協会 HP より

2 地域団体商標登録とは、地域ブランドの保護のために日本の商標法において「地域名+商品(サービス)名」からなる商標の登録を受けられる制度である。地域ブランドが出願団体およびその構成員が使用する商標として需要者に広く知られていることが必要である。登録数は619件(2017年10月末現在)に上る。

が共通の意識のもとで取り組まなければならない。

そもそも黒にんにくは開発から10年にも満たない新しい商品であることから、各加工業者の製法・ノウハウも異なっており、科学的な成分の規格化、スタンダードな製法を定める必要があった。また、今後予想される、安価な海外産や国内他加工業者との競争を避けるためにも、その差別化を図り、品質の高さを明らかにしなければならない。それまでも青森県産業技術センター農産物加工研究所(以下、「研究所」という)など外部委員会による協会推奨商品認定委員会によって一定の基準を定めてきたが、再度協力を依頼し、品質の規格化とその検査、認証を行うこととなった。

そのように規格が定められる一方で、その規格に甘んずることなく組合員は各々に品質の向上に努めていった。

### 3.2 世界サミット in 八戸

協会の取組みは県内だけで満足することなく、日本、そして世界にその手を拡げようとしている。協会は黒にんにくの団体として世界唯一の存在であり、世界各国から黒にんにくの問い合わせが来るという。今のうちにその取組みをより広く発信し、確固たる地位を築かなければならない。そして、2016年、全国レベルの組織として「全国黒にんにく連絡協議会」(現在は「黒にんにく国際会議」として発展改組)が発足し、黒にんにくの品質向上と6次産業化、輸出促進を目的とした全国大会、世界大会の開催をすることとなった。

2016年<sup>ニク</sup>2月29日に青森市において全国大会を開催。同年<sup>ク</sup>9月6日には八戸市において第1回世界黒にんにくサミットを開催した。そして、

2017年9月6日、第2回世界サミットが八戸市で開催され、イタリアやオーストラリア、フィリピンなどの海外も含め約400名が参加した。ちなみに、9月6日へのこだわりは、記念日マーケティングという観点から同日を「黒にんにくの日」として記念日登録しており、世界黒にんにくサミットの開催とともに情報の拡散を図っている。

サミットでは、料理人や研究者による講演と、推奨商品の認定式が行われた。研究所による科学的な成分分析によって特徴的な成分が明らかにされ、それに基づく黒にんにくの国際基準が発表された。今後は同会議が認定機関となり、国内外の申請を受け付けていくという。

また、当日は黒にんにくの特徴的成分が含まれ、食味や熟成に優れた青森県内加工業者9社の商品が推奨商品として認証を受けた。

翌日は「黒にんにく料理グランプリ」が開催された。協会 web 上で黒にんにくを使用したお勧めレシピを広く募集したところ、全国のプロの料理人から主婦、学生まで約200通の応募があり、当日は厳しい審査を通過した11のレシピが会場内で審査された。黒にんにくをソースや隠し味にした料理や薬膳料理、デザートなどがあり、グランプリは県内の主婦が考案した

図2：第2回世界黒にんにくサミット会場の様子



出所：筆者撮影



「黒にんにくと卵のプリン」が選ばれた。

柏崎氏は「世界中で生産されるようになった黒にんにくを健康食品としてだけでなく、料理の素材として展開し、さらなる消費拡大に繋がっていきたい」と語り、地域から世界、家庭からプロのシェフ、そして研究者までを巻き込み、黒にんにくの秘められた様々な可能性を探っている。

### 3.3 ブランド化への思い

柏崎氏には苦い経験がある。約10年前、メディアでごぼう茶が注目され、青森県産ごぼうを原料に製造していた同社のごぼう茶も人気商品となった。しかし、ブームが過ぎれば、その人気は一気に下火になってしまい、柏崎氏は盛り上げ役をメディアや一部の有名人に任せるのは難しいことを痛感、ブーム時に地元で複数ある他の製造者と連携できなかったことを悔やんだ。

ブランド化において一番大事なことは「敢えてライバル同士で連携し、皆で騒ぐこと」と柏崎氏は話す。そのために、黒にんにくでは組織化を進め、組合員みんなで盛り上げてきた。それぞれの組合員は一匹狼で、加工業者としてはライバル同士だが、黒にんにくの加工技術やノウハウが確立していなかったことも奏功し、結果、団体で取り組むことができたという。さらに、団体を組織することで、自治体などの支援が広く得られ、加工技術の研究やイベント開催の機会を多く得られたという。

柏崎氏によると、「協会の運営は厳しく、組合員各社の手弁当で運営しているのが現状だ」

という。しかし、「ブランド化にはみんなの力が必要、行政の力も必要だ」とも語る。柏崎氏は黒にんにくのブランド化の取組みを継続し、さらなる市場拡大に繋げるため、精力的に国内外を歩き続けている。

### おわりに

地域ブランドへの国の支援については、地域団体商標制度と、地理的表示 (GI) 保護制度<sup>3</sup>がある。東北でも地域ブランド化に取り組み、商標や GI を取得しようとする地域が多く見られる。しかし、いずれについても取得することそのものが目的になってはならない。その地域ブランドの市場開拓、販路拡大のためにどのような戦略を立てて、実践に結び付けて行くのが重要である。協会のこれまでの歩みをみると、商標の取得は単なる手段であり、組合員が合意形成を図り、一丸となって「青森の黒にんにく」の認知度向上と市場開拓に邁進してきたことがわかる。

地域ブランドの構築においては地域・団体内の合意形成の困難性が課題としてよくあげられている。協会ではなぜ合意形成を図り、取組みを展開することが出来たのか。柏崎氏が語ったように黒にんにくが新しい商品でまだまだ不確実な要素が多いことも理由かもしれない。また、柏崎氏のリーダーシップが発揮されたことも確かな理由であろう。しかしながら、それ以上に当初から黒にんにくを青森県の活性化の一翼にと期待し、協会の活動を下支えし続けている中央会の存在によるところが大きいのではないだろう

3 地理的表示保護制度は生産地と結び付いた品質などの特性を有する農林水産物食品の名称を品質基準などとともに登録し、地域の共有財産として保護する制度で、その産品が一定期間 (概ね25年) 継続して生産された実績が必要であるとされる。登録数は46産品 (2017年11月末時点) である。

うか。

こうしたブランド化への取組みは直接的な利益には繋がりにくく、社会貢献的な要素も強い。厳しい市場環境の中で組合員それぞれが事業経営を行わなければならない状況下において、その旗振り役の負担は大きく、特定の組合員に任せることは難しい。

本誌面では紹介しきれっていないが、「青森の黒にんにく」ブランド化の取組みでは、中央会が裏方として加工業者間の潤滑油の役割を果たしながら、協会の伴奏者として走り続けてきた。そして、中央会による支援が、組織の団束力を強め、推進力を生み出してきたことは間違いない。

いまや裾物と呼ばれたにんにくの価格は2006年当初から倍以上に上昇し、にんにく生産者の所得が向上するなど、黒にんにくが青森県の活性化に寄与していることは確かである。

今後も東北地域から青森県黒にんにく協会のような先行的事例が生まれ、東北の活性化に繋がっていくことに期待したい。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、柏崎青果 代表取締役 柏崎進一様にお話を頂戴するとともに、青森県中小企業団体中央会 古川博志様に貴重な資料をご提供いただきました。この場を借りて、お礼申し上げます。

## 【青森県黒にんにく協会会員】

(有)柏崎青果(おいらせ町)  
(株)TAKKO 商事、(株)岡崎屋、(株)たから (田子町)  
青森第一食糧(有)(十和田市)  
(株)スパン・ライフ (八戸市)  
(有)ケイエス青果(田舎館村)  
ゆうき青森農業協同組合(東北町)  
(有)奈良岡ファーム(藤崎町)

## 【沿革】

時期	出来事
2006 3	佐々木甚一教授により黒にんにくの抗がん作用が明らかにされ、青森県地方紙に掲載
2006 10	黒にんにく勉強会開始
2007 1	黒にんにくの商品化(柏崎青果)
2007 9	「地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業」に採択される
2008 5	任意団体「青森県黒にんにく協会」設立、協会推奨商品認定制度創設
2009	スイスへの輸出開始(柏崎青果) レストラン「エル・ブジ」で黒にんにくを提供(柏崎青果)
2011	売上10億円突破(青森県内メーカーの推計)
2012	第1回黒にんにくセミナー開催
2013	むつ小川原地域産業振興財団「プロジェクト支援事業」に採択され、「青森の黒にんにく地域ブランド研究会」開催(1年間)
2013 9/6	地域団体商標出願(2015年7月登録) 「協同組合青森県黒にんにく協会」法人化
2013 10	400店舗展開のアメリカ大手スーパーのPB商品として輸出開始(柏崎青果)
2015 1	レストラン「ノーマ」東京店で黒にんにくを提供(柏崎青果)
2016 2/29	「全国黒にんにく連絡協議会」発足 全国大会開催(青森市)
2016 9/6	世界大会「第1回世界黒にんにくサミット in 八戸」開催
2017 9/6	世界大会「第2回世界黒にんにくサミット in 八戸」開催

## 【取材・インタビュー】

農業生産法人 有限会社 柏崎青果 代表取締役 柏崎進一氏(2017年7月20日)

## 【参考・引用文献】

古川博志(2015)『青森の黒にんにく～黎明期から地域団体商標登録まで～』

# “まちの玄関口”からはじまる地域活性化

調査研究部 主任研究員 木村 政希

## はじめに

まちの玄関口—この言葉を聞いてどのような場所が思い浮かぶだろうか。空港やインターチェンジとともに、鉄道の駅をあげる人も多いかと思われる。

しかし、こうした場所としてイメージされる駅は一部に限られ、東北圏内の多くの駅では無人化が進んでいる。事実東北6県においては6割を超す<sup>1</sup>駅が無人駅となっている。

一方、駅を「地域と外部との接点」として積極的に活性化を試みている地域も存在する。本稿では駅を“まちの玄関口”として活性化に取り組んでいる地域について紹介していくこととする。

## 駅前から始まるまちづくり—越後岩沢駅

最初に紹介するのは駅前から地域を活性化するべく様々な活動を行っている小千谷市の地域団体岩沢アチコタネーゼ（以下「アチコ」という）である。

「あちこたね」とは地域の言葉で「心配ない」を意味し、地域が抱える様々な問題・課題に対して、「住民主体・住民提案型の地域づくり」と「地域資源の活用とコミュニティビジネスによる問題解決」を理念として掲げ活動を行っている。

活動の舞台である岩沢地区は小千谷市の南部

に位置し、市街地から車で20分ほどの距離にある中山間地域である。1980年代後半には11集落・1,500名弱の人々が生活していたものの人口減少が続き、現在では4つの集落が消滅。7集落・760名ほどにまで縮小している。

この地区の南部にJR飯山線越後岩沢駅は位置している。

越後岩沢駅は1927年に開業し、現在では上  
図1：越後岩沢駅位置図



写真1：越後岩沢駅



1 国土交通省総合政策局安心生活政策課(2017)「平成28年度の取り組みについて」(平成28年度全国バリアフリーネットワーク会議資料)



下各10本の列車が発着している。

かつてこの地域はJR東日本の信濃川水力発電所の建設で栄え、駅周辺には小学校をはじめ旅館3軒、飲食店も立地していたが、時代の変化とともに失われていった。

衰退していくこの岩沢地区に危機感を持った有志の方たちが、現在、そして将来の地区について考えていく場の必要性を感じ、2012年3月アチコは結成された。

アチコでは様々なプログラムを実施している。その1つに岩沢の人や文化、資源を“つなぐ”ための多目的交流拠点、コミュニティ食堂「より処<sup>ところ やまむらさき</sup>山紫(以下「山紫」という)」の運営がある。これは、駅前にある十日町地域森林組合の事務所として使用されていた建物を総務省の補助金を活用して改装し、2013年8月に開設したものである。

店名の山紫は廃校となった岩沢小学校の校歌の冒頭に由来するなど、地域への想いが込められている。

写真2:「より処 山紫」と「アチ庫ホール」(右奥)



山紫では山あいの棚田で育った「100%岩沢産」のコシヒカリを使用しているのはもちろんのこと、自家農園で栽培された農薬不使用の野菜や近隣農家から仕入れた新鮮な素材等を用い

て、腕利きの料理人が「ごつつお(地域のことで「ごちそう」の意)」を来訪者に提供している。

オープン前は地元の人しか来ないのではという懸念もあったが、実際開店してみると地元の人はもちろん、味に惹かれて地域外からも多くの人が訪れている。

中でも人気なのが毎週火曜日に行われる「ごつつおバイキング」である。これは元地域おこし協力隊の清野憂さんを中心に、地域の女性スタッフ数名で運営されているもので、岩沢の郷土料理をベースにした30種類近い料理をバイキング形式で食べられるというものである。一人1,300円<sup>2</sup>という価格もあり、毎回地域外からも多くの客が訪れている。

料理のみならず、店内には直売所が併設され、地元野菜の地産地消の可能性も模索している。

山紫の2階にはアチコの事務局も置かれ、地域の情報発信の核としての役割も担っている。

このように駅前から地域を活性化する試みを展開するアチコであるが、近年新たな試みを開始した。それが山紫隣の旧JAの倉庫をレンタルスペースとして再活用する試みである。

写真3:アチ庫ホールの内部



資料:岩沢アチコタネーゼ

このプロジェクトは長年にわたりアチコと協力関係にある首都大学東京の建築を専攻する研究室との協働作業で行われている。「アチ庫ホール」と名づけられたこのホールは広い空間を利

2 メインディッシュとおかず、ご飯、味噌汁バイキングの価格。メインディッシュ以外のセットでは900円



用して多様な催しが実施可能で、新たな地域内外の交流・活動の場としての期待が集まっている。

アチコではこれまで紹介してきたプロジェクトのほか、夏には駅前をスタート地点とする自転車レース「グランツール南」への協力をはじめ、秋の「駅前収穫祭」の開催など、駅を起点としたさまざまな活性化に向けての取り組みがなされている。

今夏にはアチコ代表の生家を利用した農家民泊施設も開業。今後ますます地域内外の交流が期待される場所である。

## 地域・事業者・自治体が共同でつくる

### 街づくりー西若松駅

次に紹介するのは地域・鉄道事業者・自治体が協働で取り組む事例である。

西若松駅は会津若松駅から2つ目にあり、JR只見線と会津鉄道線の分岐駅である。

以前は西口に木造の駅舎があったが、近隣道路の立体交差化に伴って、2005年9月に駅舎を改築。橋上駅舎となった。現在では東口にバスプールが設置され、交通結節点としての機能が強化されるとともに、鶴ヶ城の最寄り駅であることから名称を「会津鶴ヶ城駅」に改称しよ

図2：西若松駅位置図



写真4：西若松駅



資料：西若松駅を愛する会

うという声も上がるなど、観光の玄関口としての機能も期待されている。

駅舎改築に合わせ、地域の活性化や防犯・環境美化に協力するとともに、駅の振興に寄与することを目的に行政区長会を中心として「西若松駅を愛する会（以下「愛する会」という）」が結成された。愛する会には前述の行政区長のほか、地域住民や近隣に立地する企業などが名を連ねている。事務局は駅の近くに本社が立地する会津鉄道株式会社（以下「会津鉄道」という）内に設置された。

愛する会では四季を通じて地域を活性化すべく様々なイベント開催している。

春には町内から寄贈されたこいのぼりを駅前広場に所狭しと飾りつけるほか、夏は駅前に特設ステージを設けて夏祭りを開催、秋にはフリーマーケットやミニSLの試乗などを行う秋祭り&鉄道の日イベント、冬には会津若松絵ろうそくまつりとタイアップしての絵ろうそくまつりがそれぞれ駅前広場を中心に開催されている。

また、イベントのみならず、地域外から訪れる方に対し、駅周辺の地域資源を記した散策マップも発行。交流人口の拡大も目指している。

こうした取組みは地域の方が主体となっているのは勿論、事業者である会津鉄道も積極的に取り組んでいる。これは「地域鉄道は地域があってこそ」という思いからだという。そのため、地域と事業者との意思疎通も円滑であり、

地域の活性化に大きく寄与している。

最近では愛する会の活動に更なる拡がりが見られるようになってきている。

2016年、駅西口に跨線橋下のスペースを活用した「會 LIKE ふれあい広場」が開設された。これは市内の若者団体である「Like 会津実行委員会」が、会津若松市の行政提案型協働モデル事業を活用し、市役所と協働で整備したものである。舗装されたスペースにはバスケットゴールが設置され、利用希望者は愛する会の事務局のある会津鉄道に申し出ることによって自由に利用が出来る形となっている。愛する会でも秋祭りにおいて「會 LIKE ふれあい広場 Like 会津×会津鉄道杯」と称した3on3のバスケットボール大会を開催している。

また、駅東口の1階では、広い空間を利用した「土曜朝市」が夏季(6～11月)の毎週、午前8時30分から開催されている。

この市はJA 会津よつば女性部若松支部とパン工房のコパン、そして愛する会が協力して開催するもので、短時間の開催にもかかわらず、開店前から行列が出来る盛況振りで、用意した商品は開店と同時に瞬く間に売切れてしまう状況である。

写真5：土曜朝市の様子



資料：西若松駅を愛する会

さらに地域住民の長年の要望が実り、2017年11月に東口1階に公衆トイレが開設された。名前も「西若松駅を愛するトイレ」と命名され、地域の駅に対する愛情が表れている。

写真6：「西若松駅を愛するトイレ」開所式の様子



資料：会津若松市

今後も駅を舞台に地域・行政・事業者が連携して地域活性化に向けた取組みが行われることが期待されている。

## 未来につなげるおもてなし—石見川本駅

最後に紹介するのは東北圏外の事例となるが、島根県川本町にあるJR 三江線<sup>さんこうせん</sup>・石見川本駅<sup>いわみかわもと</sup>における取組みである。

図3：JR 三江線と石見川本駅位置図



三江線は広島県北部の三次<sup>みよし</sup>駅と島根県西部の江津<sup>ごうつ</sup>駅とを結ぶ延長108.1キロの路線で、ほぼ

全線に亘り中国地方最大の河川である江の川に沿って走る。しかし年々利用者が減少し、2014年に岩手県の岩泉線(茂市駅～岩泉駅)が廃止されて以降は最も輸送密度の低いJR線となった。

沿線では活性化協議会を設置し、利用推進に向けた取組みを行ったものの思うような成果が上がらず、JR西日本は2018年3月末での廃止を申請するに至った。

沿線の川本町は島根県のほぼ中央部に位置し、明治時代以降郡役所などが置かれるなど地域の中心として発展してきた人口約3,400人の町である。

近隣に世界遺産である石見銀山があるものの、町内に目立った観光地はなく、雄大な江の川とともに、緩やかな時間が流れる町である。石見川本駅は、江の川と中国山地を背に町の中心部に位置しており、1934年に開業した。

写真7: 石見川本駅



駅には上下合わせて10本の列車が発着しているが、そのうち1本が運転手の休憩のため石見川本駅で一旦運行が打ち切られる。そのため、乗客は全員下車し、再出発までの約1時間半を町内で過ごすこととなる。

今後廃線を間近にして三江線の乗客が増えることが予想されるため、これを機に町を積極的にアピールしようということで2016年の年末に駅前の空き店舗を活用して町の観光協会が開

設したのが「三江線おもてなしサロン(以下「サロン」という)」である。

列車が到着すると法被を着たスタッフが改札口で「まち歩きガイドマップ」を来訪者に配布し、駅前のサロンへと誘う。

旅行者はサロンに荷物を預け、無料でサービスされる町の特産品であるえごまのお茶で一息つきながら、ガイドマップからランチの店を選ぶ。サロンの入り口には観光協会のスタッフが各店舗に聞き取りをした本日のランチ提供状況を示したボードもあるので貴重な時間をロスすることもない。

また、サロンには携帯の無料充電サービスも用意されているので、お昼を食べている間に充電を行うことも可能だ。また、天気のよい日には貸自転車を利用して近隣にある道の駅などを訪問することも出来る。

写真8: 「三江線おもてなしサロン」の内部



資料: 川本町観光協会

このように用意された様々なツールを用いて旅人は思い思いのひと時を過ごしてまた列車の中へと戻っていく。

しかし、最大のおもてなしは出発前に用意されている。スタッフによる来町への感謝に加え、三江線への想い、そして再び町への来訪を願う挨拶である。取材当日は中学生の職場体験ということで地元の中学生2名も乗客に感謝の意を伝えていたが、素直な心からの感謝が来訪者の心に強く残ったものと思われる。



写真9：お礼の挨拶の様子



また、サロンでは2017年4月より来訪者に記念品としてシリアルナンバー入りの切符も配布している。筆者が取材した9月下旬に6,300番台だったものが12月31日には12,177番となるなど、その来訪スピードも確実に高まっている。

こうした活動に観光協会のみならず、町をあげて取り組んでいる。サロンは町長以下職員が交代で年末年始も無休でオープンしているほか、町役場では2018年3月末までの期間限定で「ありがとう三江線」と書かれたデザイン用紙を用いた住民票等を発行している。

図4：三江線デザイン用紙の住民票



資料：川本町

さらに廃線までの間には様々なイベントが用意されており、地域に鉄道があった証を多くの人の記憶に残すべく努力がなされている。

こうした成果は実を結びつつあり、実際に何度も川本町を訪れるリピーターも見られるようになってきたとのことである。

残念ながら駅は3月末で廃止されてしまうが、このおもてなしが将来につながることは間違いないものと思われる。

## まとめにかえて

これまで、駅を基点とした地域活性化に関する取組みを3つ紹介してきた。

公共交通は生活の足として活躍するのはもちろんのこと、地域の中と外の人を結ぶ役割を有している。

人が集まることで自然と賑わいが生まれるが、地域外から多くの人を訪れば、地域はより元気になることが可能となる。こうした取組みの積み重ねが駅のみならず地域全体を活性化させる契機となることを期待したい。

## 謝辞

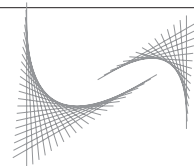
本稿の執筆にあたり、岩沢アチコタネーゼ駒井和彦副代表、小千谷市地域おこし協力隊山田優子氏、会津若松市企画政策部地域づくり課渡部隼輔主任、会津鉄道株式会社旅行サービス部佐竹正則部長、会津鉄道株式会社総務企画部玉川俊一事業課長、川本町まちづくり推進課中島拓也主任、川本町観光協会大久保一則氏から貴重なお話を伺うとともに資料の提供をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

## 【参考・引用文献】

- 会津鉄道ホームページ：<http://www.aizutetsudo.jp/>
- 岩沢アチコタネーゼ Facebook ページ：<https://www.facebook.com/pages/%E5%B2%A9%E6%B2%A2%E3%82%A2%E3%83%81%E3%82%B3%E3%82%BF%E3%83%8D%E3%83%BC%E3%82%BC/741649639205142>
- 岩沢アチコタネーゼホームページ：<http://achikotaneeze.com/group.html>
- 川本町観光協会 Facebook ページ：<https://www.facebook.com/kawamotokankou/>
- 川本町ホームページ：<http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/>
- 関・会下・田中・岡崎・保母・政森・有田・飯野 [2017] 「山陰研究ブックレット6 三江線の過去・現在・未来—地域の持続可能性とローカル線の役割」今井出版
- ぶらり三江線 WEB (三江線改良利用促進期成同盟会・三江線活性化協議会ホームページ)：<http://sankousen.com/>
- より処 山紫 Facebook ページ：[https://www.facebook.com/yamamurasaki.iwasawa.ojiya.niigata/?hc\\_ref=ARQ5tyW-YbBNCM9WR2HhVgJN-g1e3\\_eM3D6qR3xln61oKPiPoS5Uz1acCt0T-iOFmto&fref=nf](https://www.facebook.com/yamamurasaki.iwasawa.ojiya.niigata/?hc_ref=ARQ5tyW-YbBNCM9WR2HhVgJN-g1e3_eM3D6qR3xln61oKPiPoS5Uz1acCt0T-iOFmto&fref=nf)
- より処 山紫ホームページ：<http://odiyayamamurasaki.wixsite.com/home>



# 知をつなぎ、地を活かす



福島県立ふたば未来学園高等学校

校長 丹野 純一氏

平成27年4月に福島県双葉郡広野町に開校した「福島県立ふたば未来学園高等学校」の1期生の約8割は、震災と原発事故という、人類が経験したことの無いような災害に見舞われ、避難生活を余儀なくされた双葉郡出身の生徒たちである。避難先を転々とし、慣れない土地や学校での生活で、筆舌に尽くしがたい困難に遭い、未だにそれに向き合っている生徒も少なくない。また、地震、津波からの復興が着実に進む一方で、原子力災害が地域の間、人々の間に残した爪痕は深く、生徒が将来にわたり様々な困難に直面する状況は今も続いている。一方、こうした状況において、なんとかこのふるさとを取り戻そうという気持ちや、志を持った生徒がたくさんいるということも事実である。

また、少子・高齢化、過疎化、産業空洞化などが全国的に深刻化する中、震災と原発事故はこれらの課題を先鋭化させ、福島県、特に双葉郡をはじめとする浜通りは、いわば課題先進地域となっている。

このような中、私たちは、これまでの価値観、社会のあり方を根本から見直し、持続可能な循環型社会の実現、自立した新たなコミュニティ・まちづくり、再生可能エネルギー社会の実現など、新しい生き方、新しい社会の建設を目指し、

変革を起こしていくことが求められている。それは、震災と原子力災害を経験した私たちに、未来から課せられた使命、ミッションということもできる。多くのものを失ったからこそ、他の地域ではできないような、野心的で未来を先取りするような新たな挑戦が可能になっている。ふたば未来学園高等学校は、まさに、未来への挑戦である。

以上の考えから、「自らを変革し、地域を変革し、社会を変革する『変革者たれ』」、これを建学の精神、すなわち教育目標とした。

以上の教育理念のもと、先進的な教育プログラムである「未来創造型教育」を力強く展開している。

1年次には、地域の商店街や役場でフィールドワークを行い、そこで見いだした解決困難な課題を題材とした対話劇を作り、地域の方々に発表する。自分や家族が置かれた境遇と葛藤しながらも、東電と被災者との間の対立、除染作業員と住民とのあつれき、風評被害、高齢化などのテーマに取り組んでいる。ポイントは地域の課題をありのままに見つめ、表現することにある。

2年次には、生徒全員が6つの探究班に分かれ、福島県や双葉郡復興への課題を解決するための学習を展開する。各探究班では、机上の学

問で終わることなく、地域の課題を解決するプロジェクトを実行に移す。その中で、地元住民や行政・企業の方や専門家等を講師として招へいしたり、フィールドワーク・インタビューなどを交えたりしながら、双葉郡に密着した取組を行っている。

3年次には、探究の成果を国内外に発表、国や自治体に提言を行うと共に、論文としてまとめ進路実現につなげていく。

この過程で、地域が直面する課題解決の方策を探りに、ベラルーシやドイツ、アメリカなどを訪問し、特に国連では世界各国の高校生と移民・難民問題について討議するなど学びを広げ、深めている。

このような学びの中で、生徒たちは、それぞれが困難を乗り越えて新しい一步を踏み出している。中学校時代つまずいた生徒も、見事に自らの変革を成し遂げ、毎日学校に来て、学習や部活動などで充実した学校生活を送っている。この春には、最初の卒業生が旅立つ。福島大学など大学等への進学、地元を中心とした企業などへの就職、海外留学など、進む道と場所は様々だが、たんぼぼの綿毛のように、それぞれの風に乗って世界中に『変革』の種を運んでほしいと願っている。

平成31年4月には本県では2校目となる県立中学校を併設し中高一貫教育を展開していく。また、同時に、地域の方々や企業、NPOなど多様な主体と連携・協働するスペースやカフェ、ホールを備えた魅力溢れる新校舎が完成するなど、ふたば未来学園はこれからもどんどん進化していく。

その中で、まさに「変わろう」としている生徒たちの姿こそが希望であり、双葉郡の未来であると、日々思いを新たにしつつ、双葉郡の、福

島の子供たちが手を取り合って未来を切り開き、それぞれの地域で「変革者」となる姿を思い描きながら、失敗を恐れず挑戦し続けていきたい。



国連総会議場で各国の高校生と議論



地域課題解決のため、食と農にかかる地域イベント開催

# 商工会議所における 震災復旧・復興への取り組み

東北六県商工会議所連合会会長

仙台商工会議所会頭 鎌田 宏氏



東日本大震災から7年が経過しようとしている。平成30年度は、政府による復興・創生期間の中間年であり、宮城県においても復興計画10年間の最終段階である「発展期」へと入っていく。一方で、被災沿岸部における復興状況は未だ道半ばであり、継続した支援が不可欠である。あらためて我々が震災で得た教訓を強力に発信していくことが重要であるという考えに基づき、ここでは私ども商工会議所として、復旧・復興に向けて取り組んできた2事業について紹介申し上げたい。経済面での復興の振り返りと、将来に向けた取り組みへの参考としていただければ幸いである。

## 【被災企業の迅速な事業再開を支援「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」】

「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」

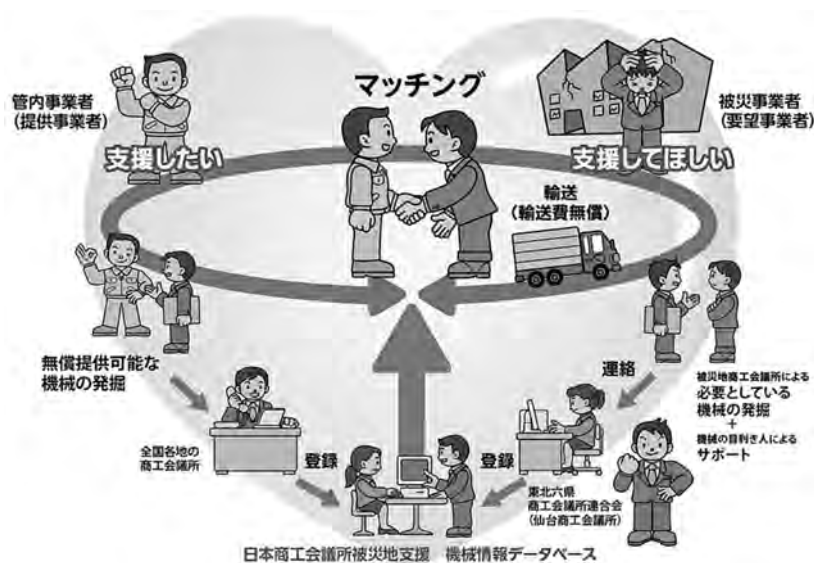
は、全国各地の商工会議所ネットワークを活用して、使われていない機械等を集め、被災企業に無償提供したことで迅速な事業再開を後押ししたプロジェクトである。

### 【災害からの経済復興に資する仕組み】

プロジェクトでは、まず仙台商工会議所職員と震災対応相談員（被災地で流通している工作機械を熟知した機械販売会社のOB）が、被災事業者から必要な機械の情報を収集する。集めた要望機械の情報は、日本商工会議所のデータベースで公開され、全国商工会議所の会員企業から寄せられた無償提供可能な機械の情報とのマッチングを行う、というものである。

ポイントは4つある。

- ① 全国500以上に広がる商工会議所ネットワークを活用して、機械の提供を呼びかけることができた。



遊休機械無償マッチング支援プロジェクト スキーム図



- ② 震災対応相談員（「機械の目利き」）が、被災地で必要な機械と提供機械のマッチングを的確にコーディネートした。
- ③ 機械の輸送にかかる費用は、全国から寄せられた義捐金を活用したことで、双方無償のマッチングが実現した。
- ④ 政府から同様の災害が発生した際の事業再開に資する枠組みとして認められ、提供企業が機械の帳簿価額を広告宣伝費として損金算入できるよう特例措置をいただいた。

プロジェクトがスタートした平成23年から平成27年までのマッチング件数は3,266件を数えた。提供されたのは、フォークリフトや冷蔵ショーケース、コンプレッサーのほか、什器に至るまで本当に多様であった。全国448社から、被災した323社に対して心のこもった機械が無償提供され、事業再開の大きな弾みとなったのである。本プロジェクトは、災害からの経済復興に資する、全国・全世界に誇れる仕組みである。

### 【販路回復・開拓を支援「伊達な商談会」】

「伊達な商談会」では、東日本大震災で失われた販路回復のために、全国の様々な業種のバイヤーと売り手である被災企業、特に沿岸部における基幹産業の水産加工業者を中心に商談の場を提供してきた。仙台商工会議所をはじめ東北六県の商工会議所が連携しながら実施している。

#### 【最大の特徴は成約率の高さ】

通常、展示商談会での成約率は5%前後とされているが、事業を立ち上げた平成25年度の成約率は24.0%であった。昨年度はいわゆる“支援買い”が一段落したことなどで、初めて20.0%を割り込んだものの、4年間の平均成約率は21.8%と高い水準となっている。

高い成約率を維持している一番の要因は、専属コーディネーターの存在である。地元商社や百貨店等のOBで、高いスキルと広い人脈を持ったコーディネーターが、バイヤーとサプライヤーの橋渡し役を担っている。コーディネーターは、主にバイヤーのニーズの掘り起こし、サプライヤーの商品開発、商談テクニックの指

平成25年度～28年度の成約額と成約率の推移



サプライヤーが東北六県に広域化し、新規参加も増えている

導などを行う。

#### 【きめ細かいフォローでバイヤーの心を動かす】

当日成約まで至らない商談はおよそ7割あり、これを成約までいかに引き上げるかが鍵である。これらの案件についてはバイヤー側から商品のブラッシュアップを求められることもあり、当日の商談にはコーディネーターが同席して、現場で交わされた商談内容を分析しながら、その後のサポートに生かしている。商工会議所職員も同席することでこうしたノウハウの吸収、スキルの向上につながり、人材育成にもつながっている。このように、事前・当日・事後のフォローをきめ細かく行うことが、バイヤーの心を動かす商品づくりにつながっている。

#### 【新商品・新サービスの開発力も向上】

「伊達な商談会」は、最近では被災地にとどまらず、東北各地の商工会議所や各県商工会議所連合会が主体となって、地元企業の商品開発・企画提案力の向上などを含めて販路開拓を支援する動きにもつながっている。また、水産業だけではなく小売・サービス業などにおける新商品・サービス開発支援事業も実施しながら、地域企業の経営力強化を図っているところである。

復興の総仕上げに向けて、被災地の自立が大変重要な時期になっている。私も商工会議所としては、このような各地での取り組みが東北全体で展開され、ひいては地方創生に資するような取り組みとなるよう、引き続き各地商工会議所・各機関との連携により取り組んでまいりたい。

# 秋田県の春慶塗について

企画総務部長 津田 芳昭

## ■春慶塗とは

漆器は、本当かと思ってしまうが、金を溶かす王水にも陶器やガラスを腐食させるフッ化水素にも溶けない丈夫な道具である。

漆器の種類に、春慶塗りというものがある。春慶とは、年の初めのはるのよろこびを意味すると言われ、大変縁起がよい感じがするが、木地(木目)が良く生えるように透明な漆を塗っており、一見素朴ではあるが温かみがあるし、ゴージャスにも感じる種類のものである。各地に少しずつ制作方法が異なる産地があり、現在では飛騨春慶(紅春慶)塗りが生産量も多く有名である。

秋田県も、かつて春慶塗りの生産が盛んであった。能代春慶(黄春慶)と角館春慶(紅と黄の間)である。しかし、その制作は今途絶えてしまっている。

## ■能代春慶

能代春慶は、日本三大春慶のひとつと言われ、約300年前から制作されていた。秋田音頭や能代音頭にも自慢の特産品として歌われている。飛騨の漆工の山打三九郎という人が1664年頃に能代に来て、創始したと伝えられている。ちょうど、能代は木材の他国交易や、上方商人や北陸の海運業者による木材運送、また、北陸の廻船業者による船の建造などによって、木材供給地・大船建造地としての地位を確立していた頃だった。1672年には北前船西回り航路が開発されている。風の松原の植林が開始された頃でもある。人口が増えて漆器道具が必要になったのだろうが、風の強い当地が漆を乾燥さ

せるのに適した場所であることに感じ入ったのかもしれない。風にさらされる船の材質にも漆が使用されたのであろうか。山打氏はその後、交易によって大変関係深かったと思われる北陸出身で能代に居た石岡氏にその技法を伝えた。石岡氏は、独特の塗りを考案し能代春慶の生産は、秋田藩の庇護を受けるようになった。

能代春慶は時代を経るごとに当初鉛色だったものが金色に近くなっていく。確かに、一見してその色と輝きは独特で、他の春慶塗りと異なるある高級感を感じられるように思う。江戸時代の歌舞伎役者が春慶塗りの髪飾りを使用し、金の髪飾りと観客から言われたと伝えられている。また、秋田藩の江戸屋敷にまで収めたことから、水戸藩や時の江戸の老中からも注文が来たと記録にある。その見事さは外国からも高く評価され、明治期には、オーストリア、アメリカ、フランスでの万国博覧会等で5回賞を獲得したほか、大正時代の漆工競技会では宮内省御買上となった。

制作方法については、まさに職人の技と言えるものが伝えられている。例えば、材料のヒバは2年間乾燥させたものを用い、二十四種類の漆を二十四回塗っては磨きを繰り返す。埃を防ぐため蚊帳、紙、ビニールで作業場を覆い、時として埃から逃れるために海に船を浮かべて塗ったという。完成してからも2～3年貯蔵してから販売する。

その制作技術は、江戸後期から「一子相伝」となりはじめたといわれるが、山打氏と石岡氏の両家を中心となって長く制作されてきて、明治の中頃から石岡氏のみが制作するようになったらしい。

しかし、この技術は平成22年に途絶えてしまっている。

## ■角館春慶

角館春慶を世に送り出した名工平瀬長八が2代で活躍したのは、1780年ころから約50年で、この2人が制作したものが「長八塗」と言われる。こちらは、赤みの色調が強く、紅春慶と言われるものである。佐竹北家が樺細工のような手工芸の発展に力をいれたことが基礎となつて、この春慶塗りが始められたと言われる。長八の制作したものには「角館下新町ひものや(檜物屋)長八」の焼印が押されている。



写真1 (焼印の写真)

能代春慶は藩御用品となったが、長八春慶は一般家庭向け用品(お盆や足付き膳など)であった。角館には秋田藩の家臣団であった西宮家が残した文化遺産の数々を展示している文庫蔵があるが、その2階には当時、ごく普通に家庭で使用されていた様子で長八春慶が保存されている。長八以降は、この技術は角館の各家々に伝承され、明治時代になつてもかなり制作されたが次第に衰退してしまつた。

その後、昭和になつて長八の孫で、こけしの



写真2 (角館樺細工伝承館で展示されている角館春慶) 福田豊四郎・草薨興宗・寺澤孝太郎・荒川青亭・館岡栗山らが絵を描き、芸術性を高めた。

描彩や桜皮細工にも才を現した平瀬貞吉氏が伝統の技の復活と新製品の開発に着手し、新たな時代でも認められる数多くの名品を残した。そして、その活動に共感した同郷の画家たちが貞吉氏の春慶塗りに絵を描いて、その工芸品としての価値を高めることに協力した。

しかし、貞吉氏が昭和12年亡くなつてしまつてからは制作は継承されず、技術を持った工人も絶えてしまつている。

## ■春慶塗の再興に向けて

能代市では、2015年度までの3年間、2人の若者が中心となつて、能代春慶復活プロジェクトが行われた。しかし、戦後発生した大火などによって古い文献も失われているために、再現は難しいようである。

角館でも、角館町観光協会がその復興に向けて記録調査を行つて、角館樺細工伝承館で何度か角館春慶展を開催している。

一番の問題は、新しい春慶塗りに取組む人材がないことである。特に、塗師になる人材が必要と言う。製品化しても採算が取れないので、復活は無理とも指摘される。

かつては、冬の4ヶ月間は塗り込みはできなかったというが、現代ではエアコン等があり、外での仕事ができない冬場に作業ができるかもしれない、塗師専業でなくても制作に取り組むことができる可能性はある。岩手県二戸市では漆生産強化の取組みを始めており、浄法寺塗りの振興を図ろうとしている。このようなどころと連携して、復活のための活動が地道に行われるだけでも、地域が明るい雰囲気になるのではないかと。角館では、明治29年の大地震で失われた白岩焼の窯が昭和50年に再興され、復活した例もある。今後の関係者の取組みを期待したいと思つている。

(このコラムをまとめるにあたり、秋田県文化財保護協会能代支部ホームページや支部長武田孝義氏の論考、旧料亭金勇ホームページ、飯塚喜市著「秋田の文化財」等多数の資料を参照させていただくとともに、秋田県仙北市観光商工部角館樺細工伝承館館長柏谷真一氏からご指導いただきました。誠にありがとうございました。)



## 平成29年度 参与会 開催

平成29年10月27日(金)、参与15名(代理出席を含む。定員は18名)、海輪会長以下理事3名の合計18名が出席し、平成29年度参与会を仙台市内で開催しました。



当日は、「平成30年度事業の方向性」について審議を行い、いただいた意見は平成29年度第4回理事会に報告することになりました。



## 平成29年度 第4回理事会 開催

平成29年12月6日(水)、理事12名(定員13名)、監事2名が出席し、平成29年度第4回理事会を仙台市内で開催しました。

当日は、「平成30年度事業の方向性」について協議を行い、事務局では、いただいた意見を

踏まえ平成30年度事業計画書(案)と同事業予算書(案)を作成し、平成29年度第5回理事会に提案することになりました。その他、「平成29年度事業経過報告」等について報告を行い、全ての報告事項が了承されました。



(今後の主な予定)

平成30年 2月15日(木)	地域コミュニティの支援体制を考えるフォーラム (東北学院大学 地域共生推進機構 との共催)	仙台市
2月22日(木)	東北活性研フォーラム「『東北 society 5.0』を考える」 (国立研究開発法人産業技術総合研究所東北センター) (および 国立大学法人 東北大学 との共催)	仙台市
3月 3日(土)	みやぎ・やまがた・ふくしま女性交流会	仙台市
3月 7日(水)	平成29年度 第5回理事会	仙台市
5月23日(水)	平成30年度 第1回理事会	仙台市
6月 8日(金)	平成30年度 評議員会 (平成30年度 第2回理事会の書面決議開催を含む)	仙台市
8月29日(水)	平成30年度 第3回理事会	仙台市
10月30日(火)	平成30年度 参与会	仙台市
12月 6日(木)	平成30年度 第4回理事会	仙台市
平成31年 2月22日(金)	平成30年度 第5回理事会	仙台市

※ 当センターのホームページでも情報は随時更新しております。

## **東北活性研**

発行月：平成30年1月

発行人：渡辺 泰宏

発行所：公益財団法人 東北活性化研究センター

住 所：〒980-0021

仙台市青葉区中央2丁目9番10号(セントレ東北9階)

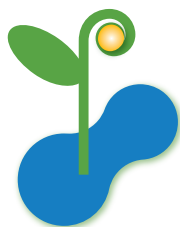
電 話：022-225-1426

F A X：022-225-0082

U R L：<http://www.kasseiken.jp>







# 公益財団法人 東北活性化研究センター

〒980-0021 仙台市青葉区中央2丁目9番10号(セントレ東北9階)  
Tel.022-225-1426(代) Fax.022-225-0082  
ホームページ <http://www.kasseiken.jp>

